

山梨市国民保護計画

平成 29 年 3 月

山 梨 市

〔目 次〕

第 1 編 総論	1
第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 計画の目的	1
2 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
3 市国民保護計画の構成	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
5 計画の用語	2
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第 3 章 市の事務又は業務の大綱等	5
1 市の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	6
第 4 章 市の地理的、社会的特徴	7
1 市の自然的条件	7
2 市の社会的条件	9
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急対処事態	14
第 2 編 平時からの備えや予防	16
第 1 章 組織・体制の整備等	16
第 1 市における組織・体制の整備	16
1 市の主要な各課等における平時の業務	16
2 市職員の参集基準等	18
3 消防機関の体制	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20

第2	関係機関との連携体制の整備.....	20
1	基本的考え方.....	20
2	県との連携.....	21
3	近接市等との連携.....	21
4	指定公共機関等との連携.....	22
5	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援.....	22
第3	通信の確保.....	24
1	非常通信体制の整備.....	24
2	非常通信体制の確保.....	24
3	電気通信設備の優先使用.....	25
4	電波法に基づく非常通信の利用.....	25
第4	情報収集・提供等の体制整備.....	25
1	基本的考え方.....	25
2	警報等の伝達に必要な準備.....	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	27
4	被災情報の収集・報告に必要な準備.....	29
第5	研修及び訓練.....	29
1	研修.....	29
2	訓練.....	30
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平時からの備え.....	31
1	避難に関する基本的事項.....	31
2	避難実施要領のパターンの作成.....	33
3	救援に関する基本的事項.....	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	35
5	避難施設の指定への協力.....	35
6	避難住民の受入体制の整備.....	36
7	生活関連等施設の把握等.....	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備.....	38
1	市における備蓄.....	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	38
第4章	国民保護に関する啓発・研究.....	40
1	国民保護措置に関する啓発.....	40
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	40
3	武力攻撃事態等に対する研究の推進.....	41

第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	42
2	市対策本部に移行する場合の調整	43
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	市対策本部の設置等	45
1	市対策本部の設置	45
2	通信の確保	50
第3章	関係機関相互の連携	59
1	国・県の対策本部との連携	59
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	59
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	60
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	60
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
6	市が行う応援等	61
7	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等	61
8	住民への協力要請	62
第4章	警報及び避難の指示等	63
第1	警報の伝達等	63
1	警報の内容の伝達等	63
2	警報の内容の伝達方法	64
3	警報の解除等	65
4	緊急通報の伝達及び通知	65
第2	避難住民の誘導等	66
1	避難の指示の通知・伝達	66
2	避難実施要領の策定	67
3	避難住民の誘導	71
4	武力攻撃事態等における避難の種類と対応	74
第5章	救援	81
1	救援の実施	81
2	関係機関との連携	81
3	救援の内容	82
4	避難行動要支援者に対する配慮	82
5	健康への配慮	83
第6章	安否情報の収集・提供	84
1	安否情報の収集	84

2	県に対する報告.....	85
3	安否情報の照会に対する回答.....	85
4	日本赤十字社に対する協力.....	86
第7章	武力攻撃災害への対処.....	87
第1	武力攻撃災害への対処.....	87
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	87
2	武力攻撃災害の兆候の通報.....	87
第2	応急措置等.....	88
1	退避の指示.....	88
2	警戒区域の設定.....	89
3	応急公用負担等.....	90
4	消防に関する措置等.....	91
第3	生活関連等施設における災害への対処等.....	93
1	生活関連等施設の安全確保.....	93
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	94
第4	NBC攻撃による災害への対処等.....	94
1	応急措置の実施.....	94
2	国の方針に基づく措置の実施.....	94
3	関係機関との連携.....	94
4	汚染原因に応じた対応.....	95
5	市長及び東山梨行政事務組合の管理者の権限.....	96
6	要員の安全の確保.....	96
第8章	被災情報の収集及び報告.....	98
1	被災情報の収集.....	98
2	被災情報の報告.....	98
第9章	保健衛生の確保その他の措置.....	99
1	保健衛生の確保.....	99
2	廃棄物の処理.....	100
第10章	国民生活の安定に関する措置.....	101
1	生活関連物資等の価格安定.....	101
2	避難住民等の生活安定等.....	101
3	生活基盤等の確保.....	101
第11章	特殊標章等の交付及び管理.....	102
1	国民保護法で規定される特殊標章等.....	102
2	特殊標章等の交付及び管理.....	102
3	特殊標章等に係る普及啓発.....	103

第4編	復旧等	104
第1章	応急の復旧	104
1	基本的考え方	104
2	公共的施設の応急の復旧	104
第2章	武力攻撃災害の復旧	105
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	106
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	106
2	損失補償及び損害補償	106
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	106
4	受援等に関する費用の支弁	106
5	起債の特例	107
第5編	緊急対処事態への対処	108
1	緊急対処事態	108
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	108

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 計画の目的

これまで、市が行う危機管理の主たる対象は自然災害であった。しかし、今日、わが国を取り巻く安全保障環境において、弾道ミサイルによる被害や大量破壊兵器、国際テロ組織等の活動を含む、新たな脅威への対応が差し迫った課題となっている。

このような状況の中、平成16年9月の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の施行により、国、県、市は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び経済に与える影響を最小限とするため、国民保護措置の実施推進体制の整備が求められることとなった。

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他必要な事項を定めることにより、市全体として適切な体制を整備し、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら警報の伝達、避難住民の誘導等国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、また市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ①市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ②市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥その他市域に係る国民保護措置に関し、市長が必要と認める事項

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平時からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、山梨市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

資料編 ○山梨市国民保護協議会委員名簿一覧

5 計画の用語

この計画に使用されている主な用語の定義は、資料編に掲載のとおりである。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、次のとおり定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、東山梨行政事務組合東山梨消防本部（以下「東山梨消防本部」という。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平時から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。要請にあたっては、強制にわたることがあってはならない。

国民は、市から協力を求められた場合には、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

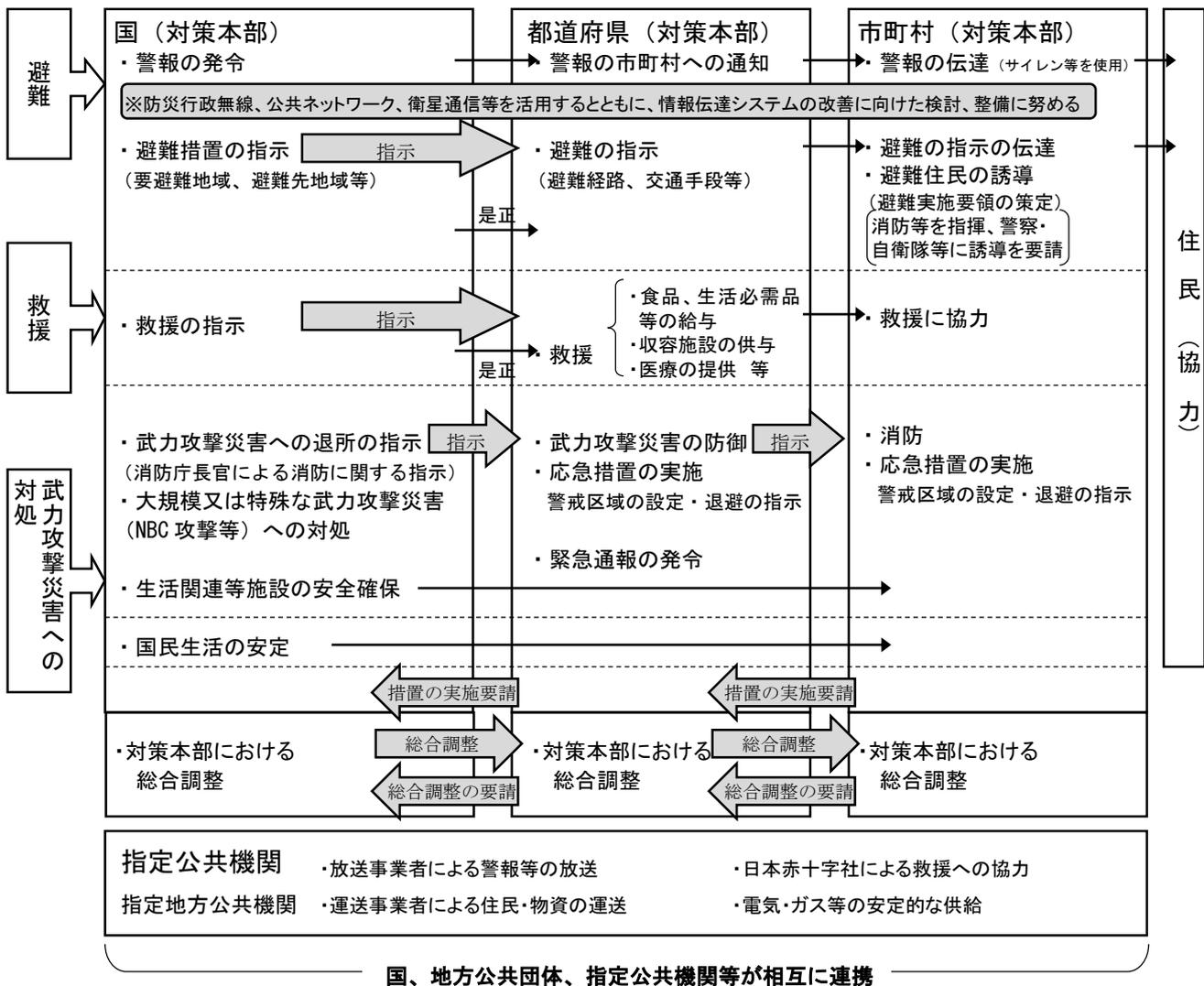
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の全体の仕組みを図示すると、次のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 市の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市が処理する事務又は業務の大綱は、次に掲げるとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

武力攻撃事態等において、県・他市町村等への応援要求、被災情報の報告等、関係機関の連絡先については、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○関係機関連絡先一覧 ○応援協定締結先連絡担当部署一覧
-----	--------------------------------

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、本市の地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について、次のとおり定める。

1 市の自然的条件

(1) 地形

本市は、山梨県の北部中央に位置し、北は埼玉県秩父市・長野県川上村に、東は甲州市、南は笛吹市、西は甲府市に接し、東西 19.9 km、南北 27.7 km、総面積 289.9 km²で、山梨県の面積の約 6.5%を占めている。

本市は、北部の山岳地帯が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、河川沿い、東部地区の一部、南部地区以外は急峻な山岳を抱えるなど、本市の総面積の約 8割を山地が占めている。

本県の幹川である笛吹川は、その源を国師ヶ岳・甲武信ヶ岳・奥千丈岳に発し、本市の北部山岳地帯からほぼ南流し、甲州市に接してから市境沿いに、また市街地に入りやや西に流れを変え、笛吹市境で重川・日川と合流し、笛吹市へと注いでいる。

(2) 地質・地盤

本市の地質・地盤は、笛吹川等の河川周辺や南部の平坦地には沖積層が分布し、北部等の山地・丘陵地には小仏層群・花崗岩類・火山岩類等が分布している。花崗岩類は、奥秩父連峰に広く分布しているが、風化が進み、崩壊を起こしている箇所もあり、降雨が流水する際には地下に浸透せず、ほとんど表面を流出するため、豪雨時にはマサ土を一気に土石流として下流部に運び出す危険性がある。

また、市域の北西部を甲府構造線が走っている。

(3) 気候

本市は、太平洋気候に属し、また周囲を山に囲まれているため、典型的な内陸性気候にある。地形的条件のため、気温の年較差は大きく、特に山地においては日較差が大きい。

年降水量は概して少なく、約 1,100 mmである。

月別気象状況

平成 27 年度

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
降水量の合計(mm)	113.5	46.5	117.0	205.0	126.0	202.0	24.5	87.0	38.5	56.5	50.0	79.5
日降水量の最大(mm)	36.5	30.0	33.5	58.0	50.5	61.0	15.5	20.0	26.0	35.5	26.0	30.5
最深積雪(cm)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	0.0	0.0
降雪量合計(cm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0
降雪量日合計最大(cm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0
平均風速(m/s)	2.2	2.5	2.2	2.0	2.1	1.7	2.0	1.4	1.8	1.7	2.2	2.3
最大瞬間風速(m/s)	17.8	25.7	15.3	13.2	12.4	11.8	16.2	16.7	21.7	18.1	19.2	19.8

月別温度状况

平成 27 年度

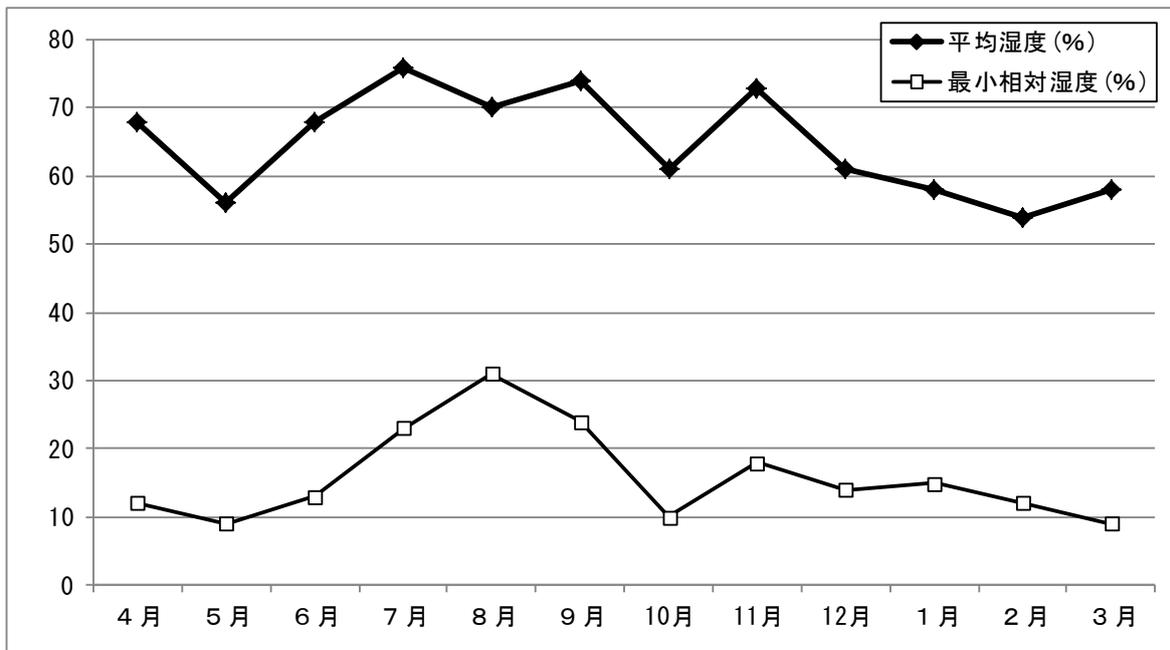
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均气温(°C)	14.4	20.7	21.9	25.9	27.2	22.2	17.2	12.6	7.5	3.2	5.4	9.4
最高气温(°C)	28.9	34.5	32.9	36.9	37.3	31.8	30.4	22.9	23	15.5	24.1	22.9
最低气温(°C)	4.4	8.5	12.4	17.1	17.1	12.1	4.3	0.5	-4.1	-7.4	-3.8	-3.1



月別湿度状况

平成 27 年度

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均湿度(%)	68	56	68	76	70	74	61	73	61	58	54	58
最小相对湿度(%)	12	9	13	23	31	24	10	18	14	15	12	9



2 市の社会的条件

(1) 人口分布

本市の人口は、平成 12 年以降減少傾向が続いている。また、世帯数は増加しているものの、1 世帯当たりの人数は年々減少し、平成 27 年の国勢調査では 2.71 人と、3 人を割り込むものとなっている。

平成 27 年における人口の年齢別構成を見ると、年少人口（0～14 歳）は 4,271 人（12.2%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 19,865 人（56.6%）、老年人口（65 歳以上）は 10,975 人（31.3%）と、老年人口の割合は、県や全国の割合より上回ったものとなっている。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、特に後期高齢者（75 歳以上）の増加が目立ってきている。

昼夜別人口を見ると、夜間人口は 36,832 人、昼間人口は 33,171 人となっており（昼夜間人口比：90.06%）、流出人口が流入人口を上回っている状況にある。

また、本市の人口密度は 121.3 人/km²と、県平均（187.0 人/km²）よりも若干下回るものとなっている。

人口・世帯数等の推移

年	人口	増加		世帯数	1 世帯 当たり 人数	老 年 人 口			
		数	率			人口	割合	県割合	全国割合
昭和 55 年	人 39,142	人 —	% —	世帯 10,480	人 3.73	人 5,481	% 14.0	% 11.6	% 9.1
60	39,482	340	0.87	10,874	3.63	6,128	15.5	12.9	10.3
平成 2 年	39,263	△119	△0.55	11,123	3.53	6,986	17.8	14.8	12.0
7	39,521	258	0.66	12,066	3.29	8,016	20.3	17.1	14.5
12	39,797	276	0.70	12,846	3.10	8,931	22.4	19.5	17.3
17	38,686	△1,111	△2.79	12,994	2.98	9,715	25.1	21.9	20.1
22	36,832	△1,854	△4.79	13,039	2.98	10,144	27.6	24.6	20.2
27	35,141	△1,691	△4.81	12,961	2.71	10,976	31.3	28.4	26.6

注 昭和 55 年～平成 27 年は国勢調査

(2) 道路の位置等

本市には、笛吹川沿いを南北にはしる国道 140 号を中心として、これに接続する県道、フルーツライン（広域農道）、また市の最南端を東西に走る国道 411 号、国道 140 号と並行にはしる西関東連絡道路があり、本市の広域幹線道路としての役割を果たしている。

このほか、平成 10 年に雁坂トンネルが、また平成 18 年には西関東連絡道路が開通し、埼玉県秩父市や県内他市町村との交通の確保が図られている。

市道は、毎年計画的に改良を行っているが、生活道路においては緊急車両が通行できない狭隘な道路や危険な箇所もあり、防災上の観点からも継続的に拡幅・改良整備を推進していく。

市域内の主要路線一覧

区分	路線名	起終点	実延長
有料道路	雁坂トンネル有料道路	山梨市（県界）～山梨市	6.8 km
一般国道	国道 140 号	山梨市（県界）～富士川町	73.6
〃	国道 411 号	丹波山村（県界）～甲府市	65.9
主要地方道	甲府山梨線	甲府市～山梨市	23.7
地域高規格道路	西関東連絡道路	甲府市～山梨市	8.6

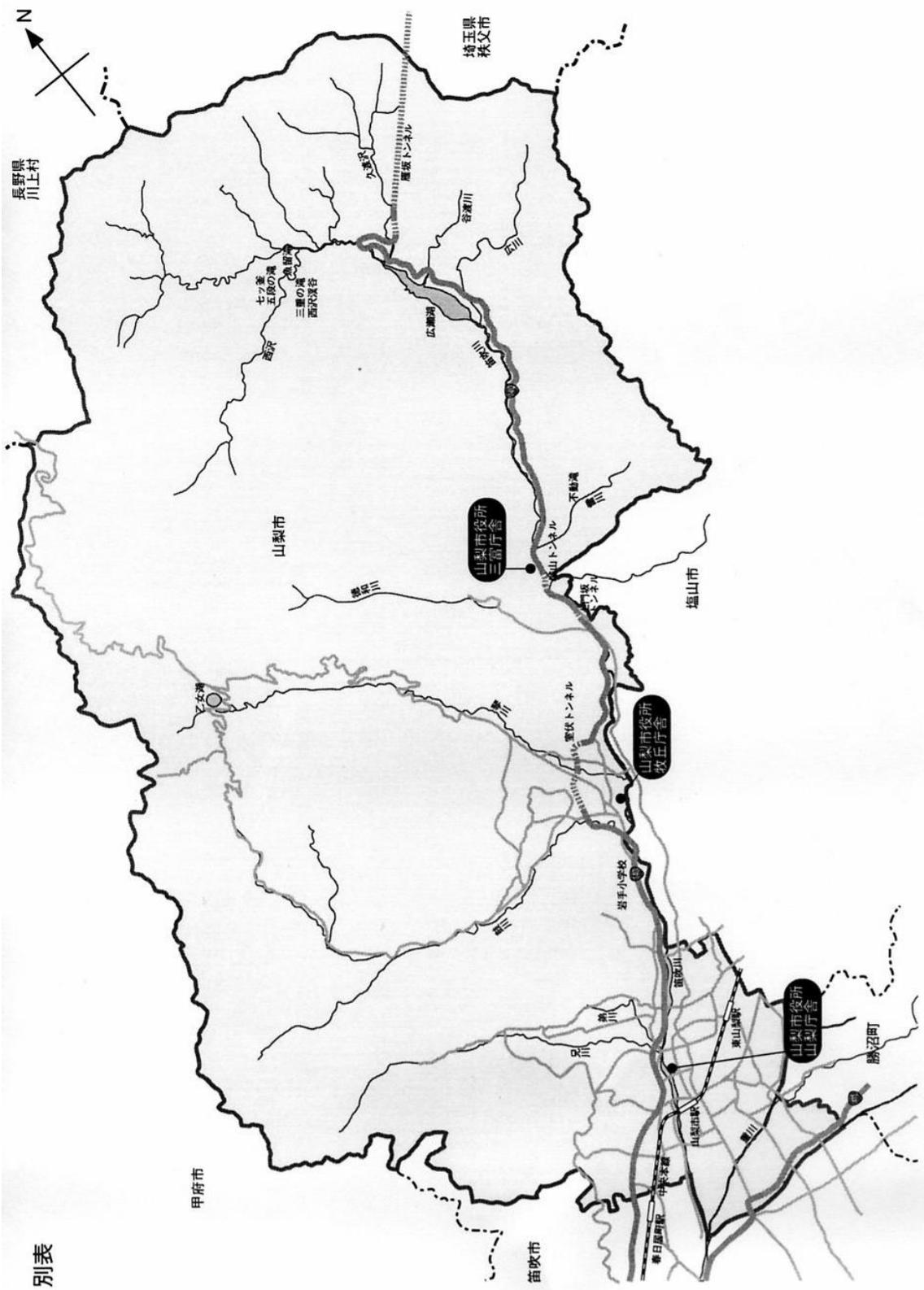
(3) 鉄道の位置等

J R 中央線が本市南部を通過しており、本市には山梨市駅、東山梨駅の 2 駅があり、通勤・通学等の足として利用されているが、車社会の進展と道路整備により、利用客数は減少傾向にある。

(4) その他

国民保護法で定める生活関連等施設としては、広瀬ダム、琴川ダムがあるほか、消防法で定める危険物貯蔵所等が各地区に所在している。

資料編	○支所別危険物施設設置状況一覧
	○県・市営団地等への供給業者一覧



別表

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、山梨県の地域特性等を考慮して、首都圏を標的とした弾道ミサイルの着弾を第一に想定している。

想定される事態の順位は、次のとおりである。

順位	類型	特徴と留意点
1	弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○NBC弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに、心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。 ○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限

		<p>定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>○ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定等時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
3	航空攻撃	<p>(1) 特徴</p> <p>○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>○攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>
4	着上陸侵攻	<p>(1) 特徴</p> <p>○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。ま</p>

		<p>た、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>○事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
--	--	---

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、国の基本指針に記述されている類型について、山梨県の現状を考慮し想定される緊急対処事態の類型は、次のとおりである。

区分	想定される事態例	事態例及び被害の概要
(1) 攻撃対象施設等による分類	ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(ア) 事態例</p> <p>①可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>②ダム等の破壊</p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p>①可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>②ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。</p>
	イ 多数の人が集まる施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>(ア) 事態例</p> <p>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大となる。</p>

(2) 攻撃手段による分類	<p>ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>(ア) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ②水源地に対する毒素等の混入 ③ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ④炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 <p>(イ) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。 ②生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ③ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
	<p>イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p>(ア) 事態例</p> <p style="padding-left: 2em;">航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p style="padding-left: 2em;">主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

第2編 平時からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平時から国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、主要な各課等の平時の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

1 市の主要な各課等における平時の業務

市の主要な各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平時からその準備に係る業務を行う。

主要な課等における平時の業務

課等名	平 時 の 業 務
総務課	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関する事。・国民保護対策本部等の体制の整備に関する事。・通信施設の整備に関する事。・住民への広報体制の整備に関する事。・物資及び資材の備蓄に関する事。・管内地図、関係機関連絡先、施設・必要物資リスト等の資料の収集に関する事。・避難実施要領のパターンの作成に関する事。・国民保護措置についての訓練に関する事。・職員研修及び住民への啓発に関する事。
秘書人事課	<ul style="list-style-type: none">・市長、副市長等との連絡体制の構築に関する事。・職員の緊急連絡体制の構築に関する事。
財政課	<ul style="list-style-type: none">・情報通信センターの安全管理に関する事。・情報通信基盤のセキュリティーの確保に関する事。
管財課	<ul style="list-style-type: none">・庁舎、市有財産の安全管理に関する事。・市有自動車の管理に関する事。
市民課	<ul style="list-style-type: none">・各地区の人口動態の把握に関する事。・外国人の実態把握に関する事。
健康増進課	<ul style="list-style-type: none">・所管施設の安全管理に関する事。・感染症予防体制の整備に関する事。・医薬品、衛生材料等の備蓄に関する事。・安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事。
環境課	<ul style="list-style-type: none">・所管施設の安全管理に関する事。・甲府・峡東クリーンセンターとの連絡調整に関する事。・廃棄物処理体制の整備に関する事。

商工労政課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・生活必需物資（食料を含む。）の調達体制の構築に関すること。
観 光 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・施設利用者、観光客の避難・救援体制の整備に関すること。 ・観光協会等との連絡調整に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。
農 林 課	<ul style="list-style-type: none"> ・農道、農業用水路の維持管理に関すること。 ・所管施設の安全管理に関すること。 ・緊急食料の調達体制の構築に関すること。
建 設 課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川及び水路の維持管理に関すること。 ・応急仮設住宅建設候補地の選定、整備に関すること。
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・入園者の安全確保対策に関すること。
下 水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・仮設トイレの調達体制の整備に関すること。 ・峡東流域下水道との連絡調整に関すること。
子 育 て 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・施設利用児童の安全確保対策に関すること。 ・保育児童の安全確保対策に関すること。
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・社会福祉団体、社会福祉施設、社会福祉協議会との連携体制の構築に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。
介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・避難行動要支援者の把握に関すること。 ・避難支援プランの作成に関すること。
晴 風 園	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・入園者の安全確保対策に関すること。
水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・峡東地域広域水道企業団との連絡調整に関すること。 ・水質管理に関すること。 ・応急給水用、復旧用資機材の備蓄、調達体制の構築に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・園児、児童生徒の安全確保対策に関すること。 ・児童生徒に対する啓発に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・施設利用者の安全確保対策に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。
支 所	<ul style="list-style-type: none"> ・支所の安全管理に関すること。 ・住民への広報体制の整備に関すること。
社 会 福 祉 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全管理に関すること。 ・施設利用者の安全確保対策に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防資機材の点検整備に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、市は、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。夜間、休日等における初動連絡体制を直ちに確立するため、宿日直者が迅速に市長や総務課長等との連絡をとることができるよう、当直体制の強化を図るとともに、平時から東山梨消防本部との緊密な連絡体制の構築を推進し、24時間即応可能な体制の整備を図るものとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

職員参集基準及び体制の設置判断基準

配 備 体 制	参 集 基 準	設 置 判 断 基 準
①国民保護担当課体制	総務課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合
②市緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	①事態認定後、県を通じて国から警報が発令されたが、対策本部設置の通知がない場合 ②その他市長が市緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合
③市国民保護対策本部体制	全職員が市役所等に参集	国から対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員（市長、副市長、教育長、各課長等）及び国民保護担当職員（総務課危機管理対策担当職員）は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員（市長、副市長、教育長、各課長等）及び国民保護担当職員（総務課危機管理対策担当職員）が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

市対策本部長等の代替職員

職名	名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長	市長	副市長	教育長	総務課長
市対策副本部長	副市長	教育長	総務課長	
市対策副本部長	教育長	総務課長		
市対策本部員	各課長等、消防長又は消防長の指名する消防吏員	各課等の庶務担当リーダー		

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目について定めるよう努める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、飲料水、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

東山梨消防本部は、市における参集基準等と同様に、東山梨消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、市は、東山梨消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における東山梨消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、山梨市消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、山梨市消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、山梨市消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、山梨市消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に山梨市消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、東山梨消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理できるよう、担当部署を定め、必要な処理体制を確保するよう努める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・第 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・第 3 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、「山梨市文書管理規程」等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第 2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画と

の整合性の確保を図る。

この場合において、市は関係機関と相互に、資料や情報の提供、意見の陳述等の必要な協力を求めるなど連携を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」、「被害の最小化」の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市国民保護協議会の部会を活用するなど、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について、平時から把握しておくとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編 ○関係機関連絡先一覧

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、日下部警察署と必要な連携を図る。

3 近接市等との連携

武力攻撃災害が発生した場合には、市域を越える広域的な避難や救援を求めることが予想されるため、次の措置を実施して、近接市等との連携を図る。

(1) 近接市等との連携

市は、近接市等の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握しておくとともに、近接市等相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市等との相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市等相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、東山梨消防本部の活動が円滑に運営されるよう、一部事務組合を構成する甲州市と連携し、応援体制の整備を図る。また、東山梨消防本部は、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を把握するとともに、他の消防本部と相互応援体制の整備を図るものとする。

資料編 ○応援協定締結先連絡担当部署一覧

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編 ○関係機関連絡先一覧

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、東山梨消防本部と連携して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平時からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

資料編 ○関係医療機関一覧

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、物資及び資材等の供給機関や運送機関との協定締結を検討するなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減の迅速かつ効果的な実施という点で地域住民が組織する自主防災組織の役割が重要となる。このため、市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) ボランティア団体等に対する支援

地震等大規模な自然災害が発生した場合に、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかになっている。このため、武力攻撃災害が発生した場合にも、ボランティア団体には同様の役割が期待される。

そこで、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、山梨市社会福祉協議会その他のボランティア団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、自然災害時の非常通信体制を基本として、より一層の充実、整備に努めるとともに、非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、電話、FAX、防災行政無線、消防無線等）や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保にあたっては、「山梨市地域防災計画」等で定めた通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備等

ア 管理・運用体制の構築

情報通信手段の施設、設備の取扱いについて、マニュアル等の整備により非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 通信障害発生時に対応した整備

武力攻撃災害により被害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等、通信障害発生時に対応する情報収集手段の整備に努める。

ウ 通信設備の定期的な整備・点検武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に整備、点検する。

エ 無線通信ネットワークの整備等

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

(2) 運用面

ア 通信訓練の実施

(ア) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の輻輳及び途絶を想定した、非常用電源を用いた関係機関との実践的な通信訓練を定期的に実施する。

(イ) 通信訓練を行うにあたっては、市の地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行う。また、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

イ 災害時優先電話の活用

あらかじめNTT東日本に登録している災害時優先電話の効果的な活用を図る。

ウ 要配慮者への情報伝達体制の整備

国民に情報を提供するにあたっては、市防災行政無線、広報車両等を活用するものとするが、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう検討を行い、体制の整備を図る。

エ 運用計画の作成等

無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 夜間・休日時における体制確保

夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

カ 担当職員の代行体制の構築

担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

3 電気通信設備の優先使用

市は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話又は携帯電話を電気通信事業者の承諾を得て災害時優先電話として利用する。

また、緊急の度合いにより、非常扱い通話（電報）及び緊急扱い通話（電報）を利用する。

4 電波法に基づく非常通信の利用

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において有線通信が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条及び第74条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集

又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置を円滑に実施するために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関及び庁内各課等において円滑に利用できるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合における住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員・児童委員や山梨市社会福祉協議会、山梨県国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する警報等の伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を推進する。また、必要性に応じて、随時点検、整備、更新等に努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、日下部警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定めておく。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（通称「安否情報システム」）や既存のシステム等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(1) 安否情報の収集方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報の収集に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条の規定に基づき、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。

収集すべき情報

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当の有無
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望の有無
- ⑬ 知人からの照会への回答の希望の有無
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表についての同意の有無

2 死亡した住民

（上記①～⑦⑩に加えて）

- ① 死亡の日時、場所及び状況
- ② 遺体の安置されている場所
- ③ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答についての同意の有無

資料編 ○安否情報関係様式

- ・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
- ・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

(2) 安否情報の報告方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

報告すべき情報

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当の有無
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望の有無
 - ⑬ 知人への回答の希望の有無
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意の有無
- 2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）
 - ① 死亡の日時、場所及び状況
 - ② 遺体の安置されている場所
 - ③ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答についての同意の有無

資料編 ○安否情報関係様式
・様式第3号 安否情報報告書

(3) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告する「安否情報システム」や既存の方式等で報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めておくとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(4) 避難誘導時の情報収集

市は、安否情報の基礎情報となる、避難地区における避難住民の人数、状況等の情報

収集について、集合場所、避難手段等における収集方法等をあらかじめ定めておく。

(5) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

また、市対策本部への報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者に周知するとともに、安否情報省令第2条に規定する様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報を収集、整理し、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

資料編 ○被災情報の報告様式

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県消防学校等、国や県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員に対する研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

(3) 消防団員及び自主防災組織リーダーに対する研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(4) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、東山梨消防本部の協力を得るほか、県、自

衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、東山梨消防本部、日下部警察署、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

訓練にあたっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥市は、避難訓練を実施する際には、日下部警察署と連携して、交通規制等の実施を訓練に組み入れるなど、実践的な訓練となるよう留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平時からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平時からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備、整備する。

市対策本部において避難に関して集約・整理すべき基礎的資料

- 市の地図
（※市対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げること等が可能な大きさの地図）
- 住宅地図
（※地区毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 市域内の道路網のリスト
（※避難経路として想定される有料道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（※鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくものとする。）
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者の避難支援プラン

- 資料編
- 関係機関連絡先一覧
 - 応援協定締結先連絡担当部署一覧
 - 指定避難施設一覧

○防災倉庫備蓄品一覧

○水防備蓄資材一覧

(2) 避難地区に関する情報の整備等

市は、避難が円滑に実施されるよう、あらかじめ地理的、行政区画、自治会等を単位として設置された区域（以下「避難地区」という。）ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努める。

避難地区に関する情報

①避難地区の名称	④避難地区の「避難行動要支援者」の人員数、住所、避難誘導の責任者及び要支援内容
②避難地区の所在地	
③避難地区の世帯数及び人員数	

(3) 避難行動要支援者の把握等

市は、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、日頃からこれらの者をつながりを保ち現況把握等に努める。

併せて、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

(4) 隣接する市等との連携の確保

武力攻撃事態等における避難は、市域を越え、さらには県域をも越えるような広域的な避難となることが想定されるため、市は、平時から隣接する市等と、想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(5) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成することとしている避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講ずる。

その際、避難誘導時において、「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう、災害担当部局である総務課と福祉担当部局である福祉事務所と健康増進課は、連携・協力して、必要な情報を共有するとともに、支援員の確保を図る。

【避難行動要支援者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平時から自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

作成することとしている避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方」と「避難行動要支援者一人一人に対する個別計画」で構成することとしている。

避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③関係機関共有方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき避難行動要支援者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局の連携の下で、避難行動要支援者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名等を記載）。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平時からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(7) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平時から各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、知事から避難の指示があったときは、避難の誘導の実施方法を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならないため、関係機関（教育委員会等市の各執行機関、消防機関、県、日下部警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、資料編の別添として掲載の「避難マニュアル」等を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、あらかじめ複数（市域内避難、市域外避難、県外避難等）の避難実施要領のパターンを、次の類型に基づいて作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の避難の方法等について配慮する。

また、市は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

	類 型	避 難 の 態 様
武力 攻 撃 事 態	地上部隊と航空機による着上陸攻撃	・ 広域避難となる。 (市内外、県外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 初動時屋内避難 ・ 事態把握後は、その状況に応じた 安全な地域への避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭・核弾頭 ・ 生物剤弾頭・化学物質弾頭	
	航空機による攻撃	
緊急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 危険地域からの避難 (市内の指定施設への避難)
	多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設等 ・ 鉄道の爆破等	・ 危険地域からの避難 (市内の指定施設への避難)

<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地におけるサリン等の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険地域からの避難 (市内の指定施設への避難) (風向、二次感染の防止措置等を考慮する。)
---	--

避難実施要領に定める事項

- ① 避難の経路（使用する道路の決定）
- ② 避難の手段（徒歩、バス、鉄道等）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）
- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項（避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食料の給与方法）
- ⑧ 避難行動要支援者の把握（民生委員・児童委員、自治会等と連携した高齢者、障害者、外国人等の現況把握）
- ⑨ 避難における自家用車の使用禁止の明記

資料編 [別添] ○避難実施要領のパターン作成にあたって（避難マニュアル）

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市が行うこととされた場合、また市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県と連携して、市域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース等の必要な基礎的資料を準備するとともに、避難に関する平時の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

市対策本部において救援に関して集約すべき基礎的資料

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準用する。

- 収容施設（避難所及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
（※特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等及び応急仮設住宅として活用できる土地等）
（※仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設関係団体のリスト等）
- 関係医療機関の情報のリスト
（※災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ）
（※NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト）

資料編 ○関係医療機関一覧
○応急仮設住宅建設候補地一覧

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、武力攻撃事態等における住民の避難等について主体的な役割を担うことから、自ら市域内における避難住民及び緊急物資の運送を実施する輸送体制を整備する。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するなど、運送事業者の輸送力等に関する情報の把握に努める。把握すべき主な情報は、次のとおりである。

- 輸送力に関する情報
 - ①保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の台数、定員数
 - ②本社、支社及び営業所の所在地、連絡先、連絡方法等
- 輸送施設に関する情報
 - ①道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
 - ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
 - ③ヘリポート（名称、所在地、施設規模、管理者の連絡先等）

資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧
○ヘリコプター主要発着場一覧

（2）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行えるよう、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有するなど、適切な運送経路の把握に努める。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、避難施設に関する必要な情報を提供するな

ど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に対して避難施設の場所等の周知徹底に努める。

資料編 ○指定避難施設一覧

6 避難住民の受入体制の整備

市長は、埼玉県や長野県に接しているという本市の地理的条件等から、国の対策本部長の県域を越える避難の指示を受けることを想定し、受入体制の整備に努める。

実施主体	救 援 措 置 の 実 施 が 想 定 さ れ る 項 目
市	①収容施設の供与 ②医療の提供 ③炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（備蓄物資の対応） ④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（備蓄物資の対応） ⑤埋葬及び火葬 ⑥学用品の給与（備蓄物資の対応）

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

有事の際には、ダム、浄水場等の国民生活に関連する施設や危険物取扱施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされる可能性があるため、市は、東山梨消防本部と連携をとりながら、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。

生活関連等施設の種類及び所管省庁担当部局

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	原子力規制委員会
	6号	放送用無線設備	原子力規制委員会
	7号	水域施設、係留施設	原子力規制委員会
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省

	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

（2）市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、当該施設の見回りの実施、施設利用者等の確認を徹底するなどの不審者対策及び警察等への定期的巡回依頼、連絡体制の確認等の措置を実施する。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、共有可能であるものについては、原則として防災備蓄物資を活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は調達体制の整備に努める。

資料編 ○防災倉庫備蓄品一覧
○水防備蓄資材一覧

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

- ・安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
- ・放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市が管理する公共施設等においては、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を行う必要があるため、日下部警察署と連携して、次のとおり予防対策等を講ずる。

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、平時から市が管理する施設及び設備

について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しながら、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発・研究

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携して、住民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット、CATV等の様々な媒体を活用して、国民保護に関する基礎知識や非常時持出品の準備等について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の実施に努める。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を図る。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰等により、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災講演会等自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら、消防団及び自主防災組織等の特性を生かしつつ住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を推進する。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等、住民に期待する行動について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」等）を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

なお、市は、広報紙等を通じて、住民に対し、東山梨消防本部が実施する救急救命講習等への受講を呼びかけ、応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努める。

3 武力攻撃事態等に対する研究の推進

市は、核攻撃その他の大量破壊兵器を中心に、武力攻撃事態時に市民の生命を守るために必要な対策について関係機関と連携し絶えず研究を推進するものとする。

また、そのために必要な対策を決定した際は、市民や関係機関による自主的な取り組み、市による公的な施策を明確にし、より効果的で速やかな対策の推進に努めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるため、政府による武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市は、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、市は、速やかに緊急事態に対処できる体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置等

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県、日下部警察署及び東山梨消防本部に連絡を行うとともに、的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡本部を設置する。

イ 緊急事態連絡本部の設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

- ①県を通じて国の対策本部長から、警報が通知された場合
- ②その他市長が緊急事態連絡本部を設置することが必要と認めた場合

(イ) 廃止基準

- ①警報が解除された場合
- ②市対策本部の設置が決定された場合
- ③その他市長が緊急事態連絡本部を廃止することが適当と認めた場合

ウ 緊急事態連絡本部は、「山梨市役所4階401会議室」に設置する。

エ 緊急事態連絡本部の組織構成等

(ア) 緊急事態連絡本部の本部長は、市長をもって充て、緊急事態連絡本部の事務を総括し、職員を指揮する。

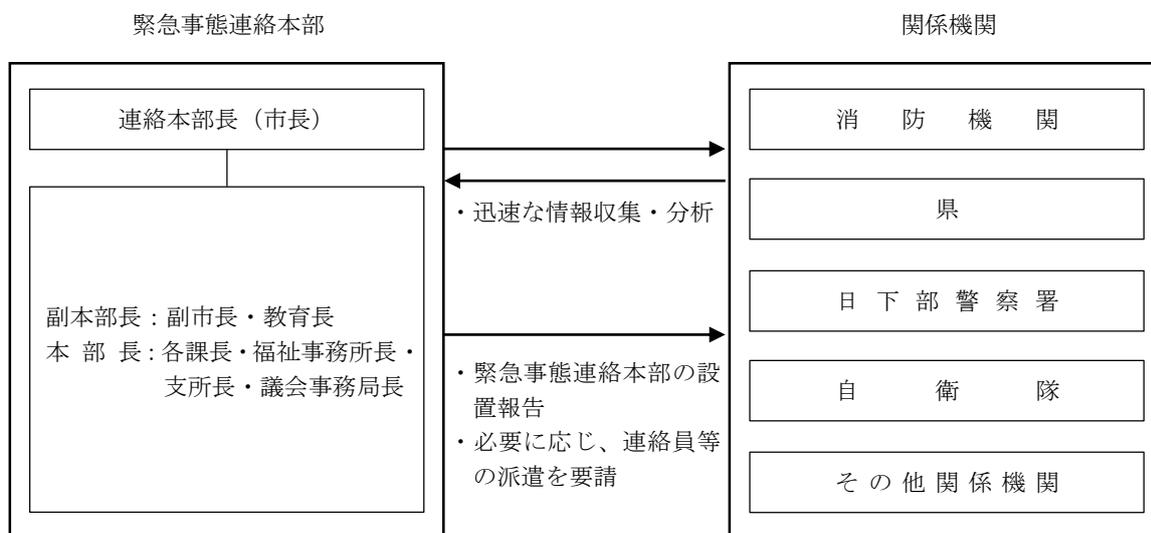
(イ) 緊急事態連絡本部の副本部長は、副市長・教育長をもって充て、本部長を補佐する。

(ウ) 緊急事態連絡本部の本部長は、各課長、福祉事務所長、支所長、議会事務局長をもって充てる。

オ 緊急事態連絡本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連

絡を行う。

この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする
東山梨消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡本部において、各種の連絡調整にあたりとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定を行う。また、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な協力を求めるものとする。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、日下部警察署と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請等の措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 市対策本部に移行する場合の調整

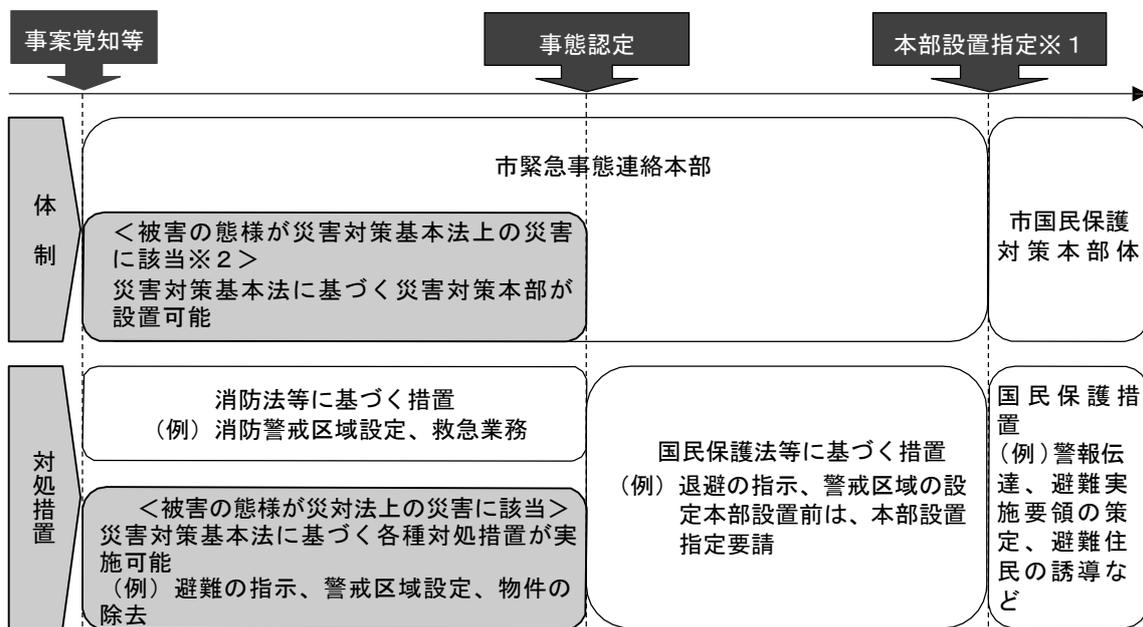
(1) 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

市が、緊急事態連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合、市長は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡本部は廃止する。

(2) 災害対策本部を設置して対処していた場合

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではない。このため、災害対策基本法に基づき、災害対策本部を設置して対処していた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係課室等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出その他大規模な事故とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、また武力攻撃事態等の認定が行われた結果、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、武力攻撃事態等において、国から市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合に、市対策本部を迅速に設置するための手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた場合には、市長は、直ちに市対策本部を設置する。既に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者（危機管理対策班）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、庁内放送・電話、また休日等においては緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

職員は、直ちに勤務場所又は市役所に参集するものとする。ただし、交通機関の途絶等により参集できない場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集した上で、各自の所属長に連絡して指示を受けるものとする。

また、各部の連絡員は、速やかに職員の参集状況を把握し、人事班に報告する。人事班は、各部の参集状況を取りまとめ、危機管理対策班に報告する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者（危機管理対策班）は、「山梨市役所4階401会議室」に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

また、直ちに次に掲げる機関に通知するとともに、住民に対して防災行政無線、市ホームページ等を通じて公表する。

- (ア) 東山梨消防本部、山梨市消防団
- (イ) 日下部警察署
- (ウ) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- (エ) 近隣市
- (オ) その他関係機関

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市役所が被災した場合等により、市対策本部を市役所内に設置できない場合には、次の施設又は被害を受けていない市の公共施設に市対策本部を設置する。

○第1代替予定施設 「山梨市民会館」

○第2代替予定施設 「山梨市勤労者福祉センター」また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、市対策本部の設置場所について、知事と協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、国民保護法第26条第2項の規定に基づき、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成等

ア 市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

市対策本部長に事故等があり不在の場合には、副市長、教育長、総務課長の順位で、その職務を代理する。

イ 市対策本部の副本部長は、副市長・教育長をもって充て、市対策本部長を補佐する。

副本部長が欠けた場合には、総務課長が、その職務を代理する。

ウ 市対策本部の本部員は、各課長等・東山梨消防本部消防長（以下「消防長」という。）

又は消防長の指名する消防吏員をもって充てる。

エ 市対策本部に、市対策本部長、副本部長、本部員で構成する本部員会議を置く。

オ 市対策本部長は、国民保護措置に関し必要に応じ、本部員会議を招集し、次の事項について協議、報告する。

本部員会議における主な協議事項

- ①市対策本部の実施すべき国民保護措置に関する事項
- ②市対策本部内の各部の相互調整に関する事項
- ③県、他市町村、指定公共機関等関係機関との連絡及び各種要請に関する事項
- ④被災状況及び国民保護措置実施状況の情報収集、分析に関する事項
- ⑤その他国民保護措置に関する重要な事項

カ 市対策本部に、部及び班を置き、各部の長は、各課長等・消防団長をもって充てる。

キ 市対策本部の組織図及び分掌事務は、別表1（49ページ）、別表2（50～52ページ）のとおりとする。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、広聴広報担当リーダーをもって充てる。

イ 広報手段

広報誌、防災行政無線、広報車、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか、CATVへの放送依頼等、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

広報時の留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合等、広報内容の重要性等によっては、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

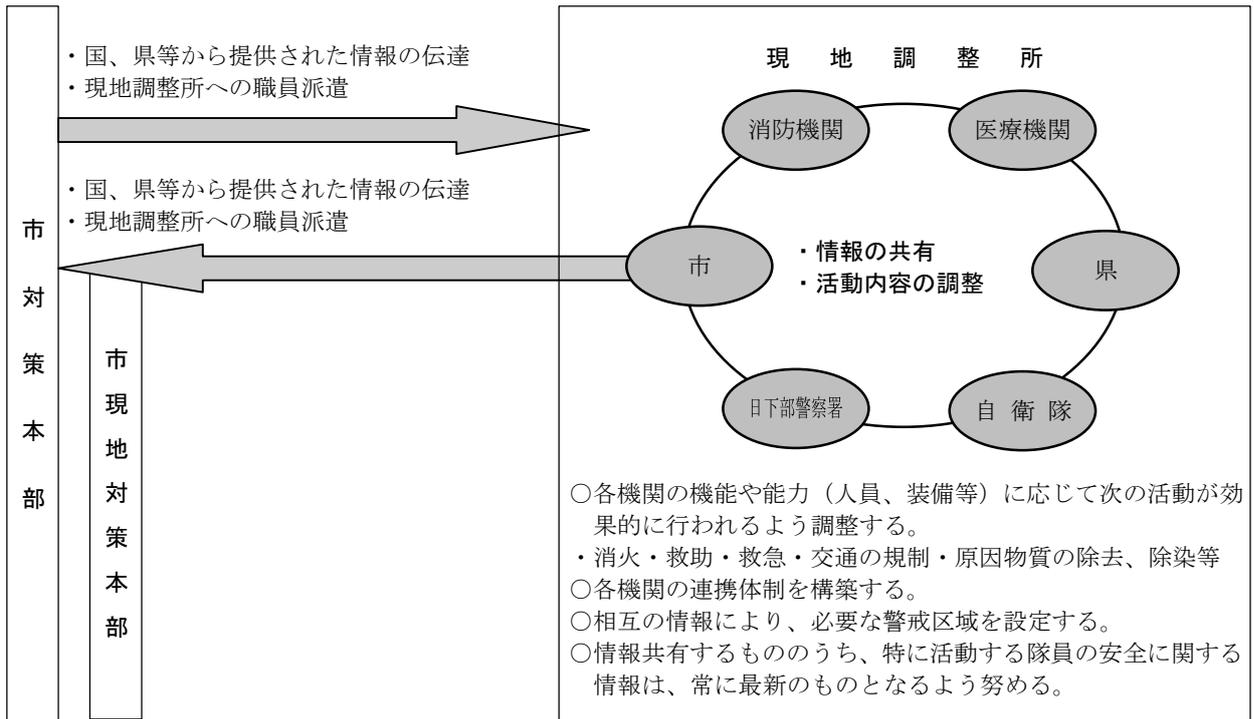
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、日下部警察署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所の組織編成（例）



【現地調整所の性格について】

①設置の目的

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置することが一般的である（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う。）。

②設置場所

現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

③情報の共有化

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行い、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④設置時の市の役割

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置するものとするが、他の対処にあたる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、国民保護法第29条の規定に基づき、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報提供の要請

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(9) 知事による代行

武力攻撃災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を市長に代わって知事が実施することとされている。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

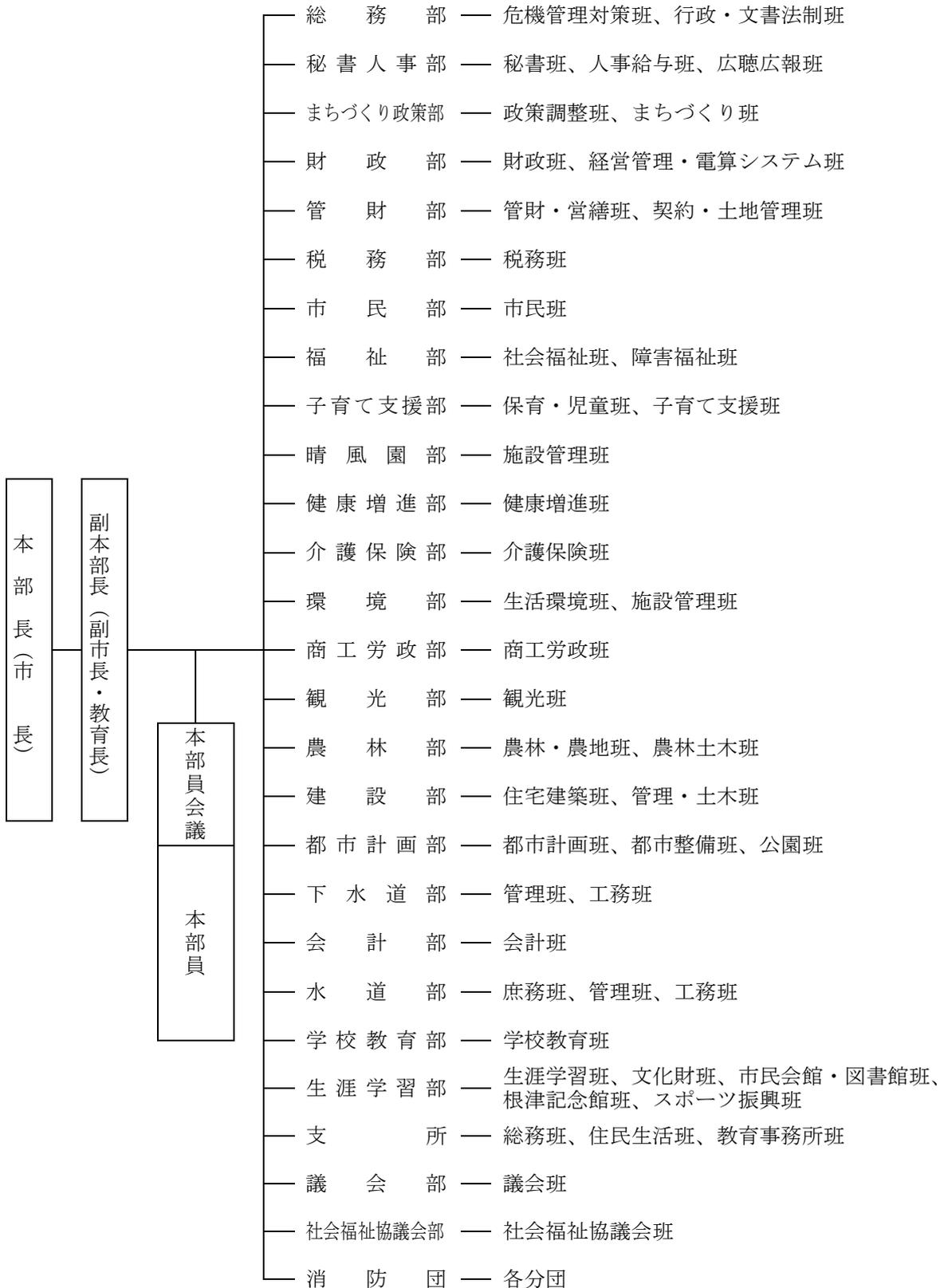
(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

山梨市対策本部の組織



市対策本部の事務分掌

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
総務部 (総務課長)	危機管理対策班 (危機管理対策 担当リーダー)	危機管理対策担 当 行政担当	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置に関すること ○本部員会議の庶務に関すること ○各部及び支所との連絡調整に関すること ○県、防災関係機関との連絡に関すること ○本部長の指示等の伝達に関すること ○県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関する こと ○関係機関、自主防災会との連絡、応援協力に関 すること ○県、消防庁への被害報告に関すること ○気象情報に基づく配備態勢に関すること ○災害救助法に基づく活動の実施に関すること
	文書法制班 (文書法制担当 リーダー)	文書法制担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関係文書の收受、管理等に関すること ○危機管理対策班への応援に関すること ○災害情報等の収集に関すること ○応急対策用資機材等の調達に関すること ○被害状況等の取りまとめに関すること ○防災無線に関すること
秘書人事部 (秘書人事課長)	秘書班 (秘書担当リーダー)	秘書担当	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長及び副本部長の秘書に関すること ○国、県等の災害視察者への応援に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
	人事給与班 (人事給与担当 リーダー)	人事給与担当	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の配備状況の把握、報告に関すること ○各部における不足要員の調整に関すること ○職員等の安否確認に関すること ○災害対策活動従事者の食料等の確保に関するこ と ○被災職員に対する福利厚生及び健康管理に関す ること ○部内又は他部への応援に関すること
	広聴広報班 (広聴広報担当 リーダー)	広聴広報担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への広報活動に関すること ○ホームページ、SNS等による各種災害情報等 の提供に関すること ○CATVへの緊急放送要請に関すること ○臨時広報誌の発行に関すること ○報道機関に対する記者会見等の対応に関するこ と ○災害現場記録の収集、保管に関すること
まちづくり政策 部 (まちづくり政策 課長)	政策調整班 (政策調整担当 リーダー)	政策調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧・復興計画の策定に関すること ○国土利用計画に関すること

	まちづくり班 (まちづくり担当 リーダー)	まちづくり担当	○市民への災害相談に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
財政部 (財政課長)	電算システム班 (電算システム担当 リーダー)	経営管理担当 電算システム担当	○電算情報システムの被害調査、災害対策に関すること ○危機管理対策班との各種情報についての相互調整に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
	財政班 (財政担当リーダー)	財政担当	○災害対策の予算編成に関すること ○災害応急復旧活動費の経理に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
管財部 (管財課長)	管財・営繕班 (管財・営繕担当 リーダー)	管財・営繕担当	○庁舎及び市有財産の被害調査、災害対策に関すること ○市有自動車の管理、配車及び緊急調達に関すること ○緊急通行（輸送）車両の確認申請等に関すること ○災害時の緊急電話の確保に関すること ○市管理の機器、整備及び庁舎停電時の対策に関すること ○来庁者の被災状況の取りまとめに関すること
	契約・土地管理班 (契約担当リーダー)	契約担当 土地管理担当 指導検査担当	○工事等の請負契約及び委託契約に関すること ○物品・資材の購入、修理等の契約に関すること ○災害地籍の調査、相談に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
税務部 (税務課長)	税務班 (市民税担当 リーダー)	市民税班 固定資産税班 収納班	○救護物資の仕分け、配分等の協力に関すること ○市民税の減免措置に関すること ○国民健康保険税の減免措置に関すること ○固定資産税の減免措置に関すること ○被災住民への税関係の相談に関すること ○り災証明発行の調査に関すること ○り災証明書の発行に関すること ○他部への応援に関すること
市民部 (市民課長)	市民班 (市民担当リーダー)	市民担当 国民年金担当	○行方不明者相談窓口の設置に関すること ○行方不明者リストの作成に関すること ○被災者台帳の作成に関すること ○埋火葬許可証の発行に関すること ○外国人り災者への対応に関すること ○他部への応援に関すること
福祉部 (福祉事務所長)	社会福祉班 (社会福祉担当 リーダー)	生活保護担当 社会福祉担当	○社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること ○社会福祉協議会との連絡調整に関すること ○救援物資の受け入れの協力に関すること ○災害ボランティアの受け入れの協力に関するこ

			と ○災害弔慰金の支給等に関すること ○社会福祉団体との連絡、応援協力に関すること
	障害福祉班 (障害福祉担当 リーダー)	障害福祉担当	○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○福祉避難所の開設に関すること
子育て支援部 (子育て支援課 長)	保育・児童班 (保育・児童担当 リーダー)	保育・児童担当	○保育児童の安全確保対策、安否確認に関する こと ○保育園、児童センターの被害調査、災害対策に 関すること ○避難所開設等の協力に関すること ○応急保育に関すること ○他班への応援に関すること
	子育て支援班 (子育て支援担当 リーダー)	子育て支援担当	○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○児童センターの被害調査、災害対策に関する こと ○福祉避難所の開設に関すること ○他班への応援に関すること
晴風園部 (晴風園長)	施設管理班 (施設管理担当 リーダー)	施設管理担当 生活相談担当	○入園者の安全確保対策に関すること ○園施設関係の被害調査、災害対策に関すること
健康増進部 (健康増進課長)	健康増進班 (健康企画担当 リーダー)	健康企画担当 健康支援担当	○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○医療機関との連絡に関すること ○医療救護所の設置に関すること ○避難所開設等の協力に関すること ○感染症予防対策に関すること ○臨時健康診断・予防接種の実施に関すること ○被災者への臨時健康相談に関すること ○避難所への巡回相談に関すること ○被災住民に対する心のケア対策に関すること
介護保険部 (介護保険課長)	介護保険班 (介護保険担当 リーダー)	介護保険担当 介護予防推進担 当 地域包括支援担 当	○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○在宅寝たきり高齢者等避難行動要支援者の安全 確保対策、安否確認に関すること
環境部 (環境課長)	生活環境班 (生活環境担当 リーダー)	生活環境担当	○被災地の防疫に関すること ○死体の埋火葬に関すること ○死亡獣畜の処理に関すること ○ペット対策に関すること ○環境センターとの連絡に関すること
	施設管理班 (施設管理担当 リーダー)	施設管理担当 新エネルギー推 進担当	○ごみ及びし尿の収集、処理等に関すること (がれき等の災害廃棄物の処理に関すること) ○甲府・峡東クリーンセンターとの連絡調整に関 すること

			<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○放射線量測定等に関すること
商工労政部 (商工労政課長)	商工労政班 (商工労政担当 リーダー)	商工労政担当 企業立地担当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○商工業の被害調査、災害対策に関すること ○生活必需物資、燃料等の調達に関すること ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関する こと ○商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相 談に関すること
観光部 (観光課長)	観光班 (観光企画担当 リーダー)	観光企画担当 観光施設担当 観光開発担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者の安全確保対策に関すること ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○観光協会等との連絡調整に関すること ○観光客、帰宅困難者等滞留旅客の安全確保対策 に関すること ○避難所開設等の協力に関すること ○救援物資集積所開設等の協力に関すること
農林部 (農林課長)	農林・農地班 (農林担当リーダー)	農林担当 農地担当	<ul style="list-style-type: none"> ○農作物、農業用施設の被害調査、災害対策に関 すること ○家畜及び畜産施設の被害調査、災害対策に関す ること ○林産物、林産施設の被害調査、災害対策に関す ること ○応急食料の調達に関すること ○被災農家の農地相談に関すること ○被災農林業者への災害資金貸付等の相談に関す ること
	農林土木班 (農林土木担当 リーダー)	農林土木担当	<ul style="list-style-type: none"> ○農道、林道、農業用水路等の被害調査、災害対 策に関すること ○治山事業に関すること ○被災農地の測量に関すること
建設部 (建設課長)	住宅建築班 (住宅建築担当 リーダー)	住宅建築担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の被害調査、災害対策に関すること ○応急仮設住宅の建設に関すること ○被災建築物危険度判定に関すること ○被災住宅の応急修理に関すること
	管理・土木班 (土木担当リーダー)	管理担当 土木担当	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○水位、雨量の観測に関すること ○水防活動に関すること ○道路障害物の除去・運搬に関すること ○緊急輸送道路の確保に関すること ○建設業者との連絡、応援協力に関すること
都市計画部 (都市計画課長)	都市計画班 (都市計画担当 リーダー)	都市計画担当 都市整備担当	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○都市計画街路等の保全に関すること

			<ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の危険度判定に関する事 ○災害復興都市計画の策定に関する事 ○部内又は他部への応援に関する事
	公園班 (公園担当リーダー)	公園担当	<ul style="list-style-type: none"> ○入園者の安全確保対策に関する事 ○公園施設の被害調査、災害対策に関する事 ○動物園の被害調査、災害対策に関する事
下水道部 (下水道課長)	管理班 (管理担当リーダー)	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○峡東地域流域下水道との連絡に関する事 ○下水道施設の応急復旧計画の策定に関する事 ○下水道等に係る災害予算及び経理に関する事 ○市町村設置型合併浄化槽の被害状況の取りまとめ、報告に関する事
	工務班 (工務担当リーダー)	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害調査、応急復旧対策に関する事 ○排水設備指定工事店との連絡、応援協力に関する事 ○仮設トイレの設置に関する事 ○市町村設置型合併浄化槽の応急復旧対策に関する事
会計部 (会計課長)	出納班 (出納担当リーダー)	出納担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関係経費の出納に関する事 ○義援金、見舞金の受付、保管に関する事 ○他部への応援に関する事
水道部 (水道課長)	庶務班 (庶務担当リーダー)	庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○上水道に係る災害予算及び経理に関する事 ○水道関係の出納等の会計事務に関する事 ○市民への広報に関する事 ○峡東地域広域水道企業団との連絡に関する事 ○他水道事業者からの応援の受け入れに関する事
	管理班 (管理担当リーダー)	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○水源の確保に関する事 ○上水道施設の被害調査、応急復旧対策に関する事 ○応急復旧資材等の調達、保管に関する事 ○水質管理に関する事 ○上水道施設の応急復旧計画の策定に関する事
	工務班 (工務担当リーダー)	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に伴う水道工事に関する事 ○応急給水の実施に関する事 ○指定給水装置工事事業者との連絡、応援協力に関する事 ○水源の確保に関する事 ○簡易水道施設の被害調査、応急復旧対策に関する事

			<ul style="list-style-type: none"> ○応急給水の実施に関する事 ○簡易水道施設の応急復旧計画の策定に関する事 ○水質管理に関する事
<p>学校教育部 (学校教育課長)</p>	<p>学校教育班 (学校庶務担当 リーダー)</p>	<p>学校庶務担当 学校教育担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、学校教育施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○教職員の確保等、県教育委員会との連絡等に関する事 ○幼稚園園児、児童生徒の安全確保対策、安否確認に関する事 ○幼稚園、学校教育施設の被害調査、災害対策に関する事 ○避難所の開設に関する事 ○応急教育の実施に関する事 ○災害時の学校給食に関する事 ○炊き出しに伴う給食施設の利用、管理に関する事 ○被災児童生徒に対する学用品等の給与に関する事
<p>生涯学習部 (生涯学習課長)</p>	<p>生涯学習班 文化財班 市民会館・図書館班 根津記念館班 (各担当リーダー)</p>	<p>生涯学習担当 文化財担当 市民会館・図書館 担当 根津記念館担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の被害状況調査、報告に関する事 ○社会教育関係団体との連絡、応援協力に関する事 ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○避難所の開設に関する事 ○文化財の被害調査、災害対策に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
	<p>スポーツ振興班 (スポーツ振興担当 リーダー)</p>	<p>スポーツ振興担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設の被害状況調査、報告に関する事 ○社会体育団体との連絡、応援協力に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事 ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
<p>支所 (支所長)</p>	<p>総務班 (総務担当リーダー)</p>	<p>総務担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支所内の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○現地災害対策本部の設置、運営に関する事 ○地区住民への広報に関する事 ○自主防災会との連絡、応援協力に関する事 ○市民税等の税の減免措置に関する事 ○被災住民への税関係の相談に関する事 ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等の協力に関する事
	<p>住民生活班 (住民生活担当)</p>	<p>住民生活担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支所来庁者の安全確保対策に関する事 ○行方不明者相談窓口の設置に関する事

	リーダー)		<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者リストの作成に関する事 ○市民の要望、苦情等災害相談に関する事 ○被災者台帳の作成に関する事 ○臨時健康診断・健康相談・予防接種等の受付に関する事 ○り災証明書の発行に関する事 ○埋火葬許可証の発行に関する事 ○支所総務班への応援に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事
	教育事務所班 (教育担当リーダー)	教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者等の安全確保対策に関する事 ○支所総務班への応援に関する事
議会部 (議会事務局長)	議会班 (庶務担当リーダー)	庶務担当 議事担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会との連絡に関する事 ○他部への応援に関する事
社会福祉協議会 部 (事務局長)	社会福祉協議会班 (福祉総務担当 リーダー)	福祉総務担当 地域福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害調査、災害対策に関する事 ○福祉避難所の開設に関する事 ○災害ボランティアに関する事 ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関する事
消防団 (消防団長)	消防分団 (分団長)	各消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動に関する事 ○水防活動に関する事 ○市民に対する避難勧告・指示等の伝達に関する事 ○避難誘導に関する事 ○行方不明者の捜索に関する事 ○救助救出に関する事

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部、及び県を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、市域又は近隣市に国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会における相互協力

市は、国・県の現地対策本部と市対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊山梨地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員である陸上自衛隊第1特科隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編 ○応援協定締結先連絡担当部署一覧

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平時からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法

(ウ) その他委託事務に関し必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市が行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、安全確保に十分配慮しながら適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県や山梨市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と協力し、避難所等に設置されるボランティアセンター等において、

被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録、派遣調整等の受入体制の確保、ボランティアの生活環境への配慮等に努め、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援する。

(3) 民間からの救援物資の受け入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握する。また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであって、要請にあたって強制することがあってはならない。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の発令

武力攻撃事態等が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときには、国の対策本部長が基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して知事に通知し、知事から市長にその内容が通知されることとされている。

国から通知される警報内容は、次のとおりである。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

※②に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

(2) 警報の内容の伝達

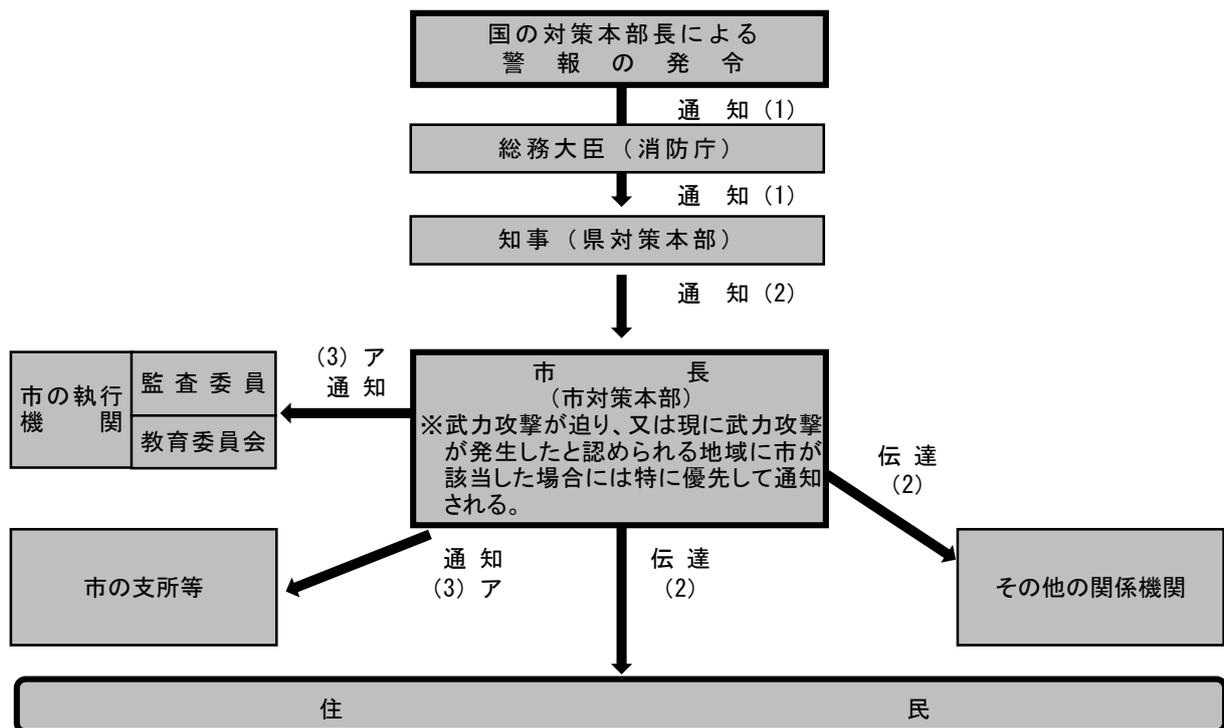
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校等）及び大規模集客施設等の管理者に警報の内容を伝達する。

(3) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立牧丘病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>）に警報の内容を掲載する。

ウ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すると、次のとおりである。



(2) ※警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

(3) ※市長は、市ホームページ (<http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>) に警報の内容を掲載

市長から関係機関への警報の通知・伝達

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

市の置かれている状況	警報の伝達要領
①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合	原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図ることを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼等、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとなる。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、東山梨消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととし、山梨市消防団は、平時からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、日下部警察署と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災担当部局の総務課と福祉担当部局の福祉事務所と健康増進課との連携の下で作成することとしている「避難支援プラン」を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

3 警報の解除等

(1) 警報の解除

市長は、国の対策本部長が警報の必要がなくなったとして警報を解除した場合には、警報を解除する。

(2) 解除の伝達方法

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

4 緊急通報の伝達及び通知

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、当該武力攻撃災害によって住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、知事が緊急通報を発令することとされている。

知事から緊急通報を受けた場合、市長は、直ちに住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に緊急通報の内容を伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知する。

なお、緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

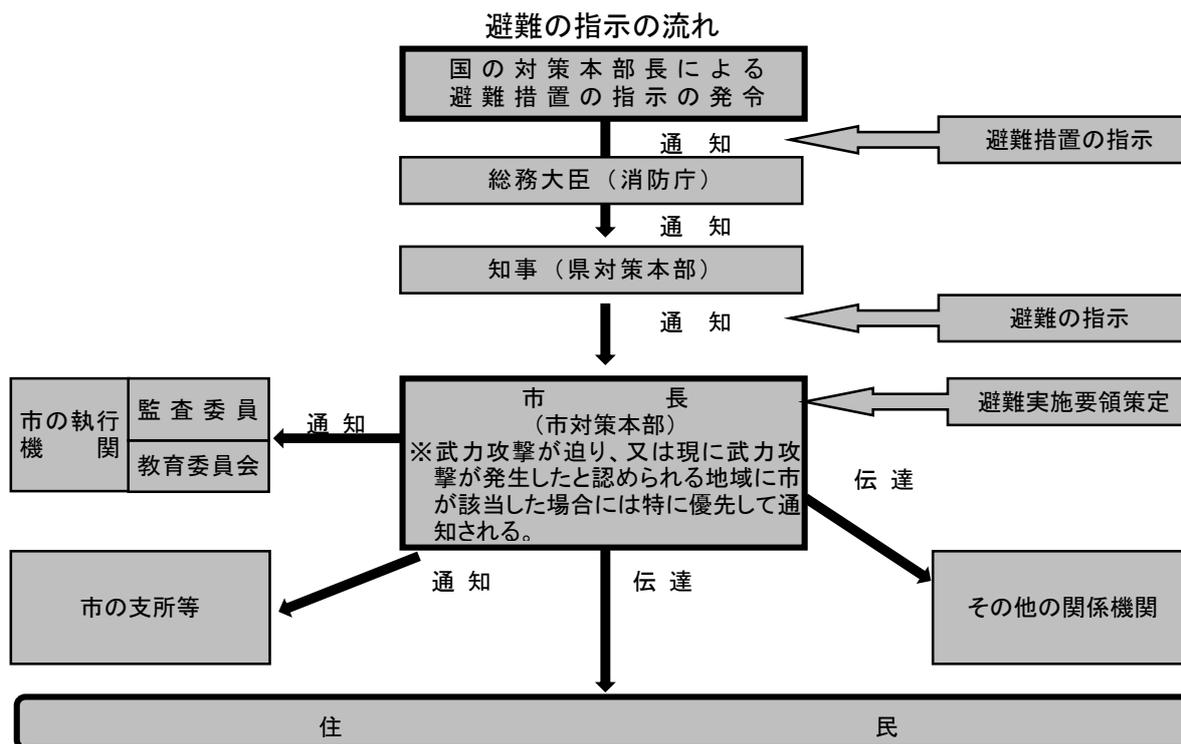
- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

なお、知事が避難の指示を行う場合には、次に掲げる事項が示される。

避難指示時に知事から示される内容

- ① 要避難地域
- ② 避難先地域
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難経路
- ⑤ 避難のための交通手段
- ⑥ その他避難の方法

(3) 避難の指示の流れについては、下図のとおりである。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を策定し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を策定するとともに、当該案について、市の他の執行機関、消防機関、県、日下部警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な策定に留意する。避難の指示の内容が修正された場合、又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。避難実施要領に定める事項は、次のとおりである。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置
その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される下記「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

【県国民保護計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
(例：本市A1地区1-2、1-3の住民は「A1自治会」、A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2自治会」を避難の単位とする。)
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
(例：集合場所：A1地区2-1の市立A1小学校グラウンドに集合する。集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や、避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
(例：バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00)
- ⑤ 集合にあたっての留意事項
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
(例：集合にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
(例：集合後は、○○鉄道○○線C駅より、○月○日 15：30 発B市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、本市の職員及びB市の職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)
- ⑦ 市の職員、消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市の関係職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に

避難させるものとする。また、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。）

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

（例：避難の実施時間の後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。）

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。）

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

（例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

（例：緊急連絡先：市対策本部 TEL0553-××-××××担当○田×夫）

資料編〔別添〕 ○避難実施要領のイメージ

（3）避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動要支援者班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、日下部警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊及び米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

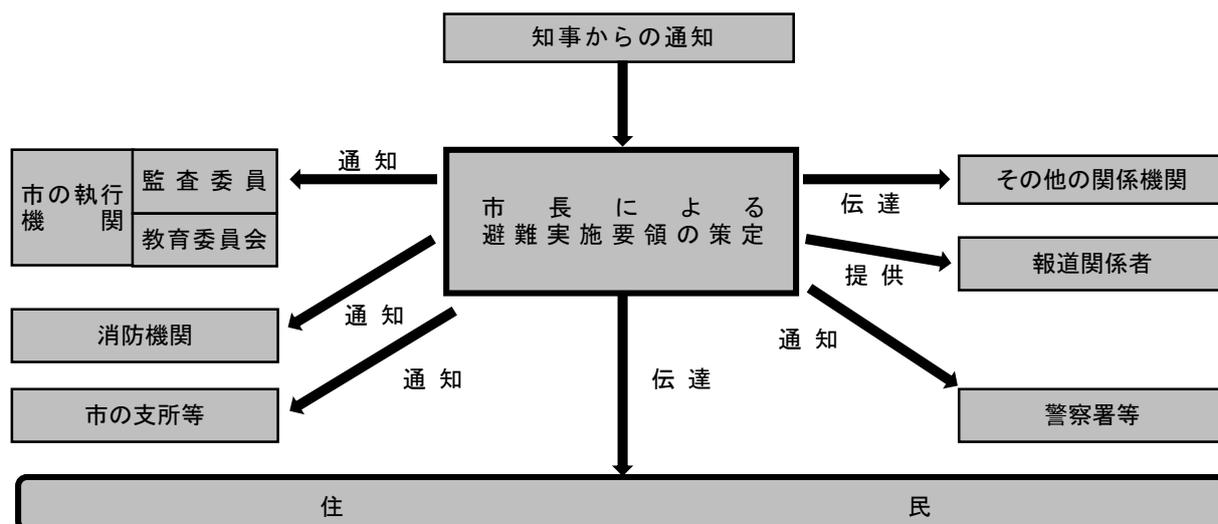
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体 (自治会、農協等) に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の執行機関、消防長、山梨市消防団長、日下部警察署長及び自衛隊山梨地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また東山梨消防本部の協力を得て避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、新興住宅地域等人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

資料編 ○特殊標章及び身分証明書

(2) 消防機関の活動

東山梨消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、東山梨行政事務組合の管理者に対し、消防長等に必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

このため、平時から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等にあたっては、東山梨消防本部やその管理者と十分な調整を行うものとする。山梨市消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、東山梨消防本部と連携して、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 警察署長等への要請等

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、日下部警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合には、市長は、その旨を知事に通知する。

また、市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、日下部警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、日下部警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

警察官等が避難住民の誘導を行う場合に日下部警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(8) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が実施できるよう必要な対策をとる。

(9) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、日下部警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、日下部警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

【警察が行う避難所等における安全確保措置】

- ① 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化
- ② 避難所等の定期的な巡回等による、住民の安全確保、犯罪の防止措置
- ③ 被災地内における悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の重点的な取り締まりの実施
- ④ 地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換等の連携
- ⑤ 住民等からの相談への対応による住民の不安軽減

(11) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、日下部警察署と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(14) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に対し、その旨を通知する。

(15) 市域外からの避難住民の受け入れ

市長は、知事から市が他市町村の避難住民の避難先地域と指示されたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、当該避難住民を受け入れるものとする。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため、当該地域までの誘導等必要な措置を講ずる。

4 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

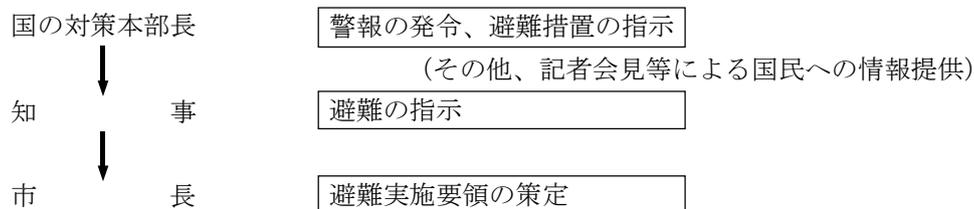
このため、国の対策本部長から、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続する。被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、知事から他の安全な地域への避難の指示があった場合には、当該指示に従い、他の安全な地域へ避難する。

ウ 避難実施要領の内容は、次の措置の流れを前提として、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。

弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

- ① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

【弾道ミサイル攻撃の特徴】

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等、住民の安全確保措置を講じるものとするが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び日下部警察署等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとする。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後に、適当な避難先に移動させる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、市の他の執行機関、消防機関、県、日下部警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

武力攻撃事態に応じた避難対応

① 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

② 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、日下部警察署、東山梨消防本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平時から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の特徴】

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

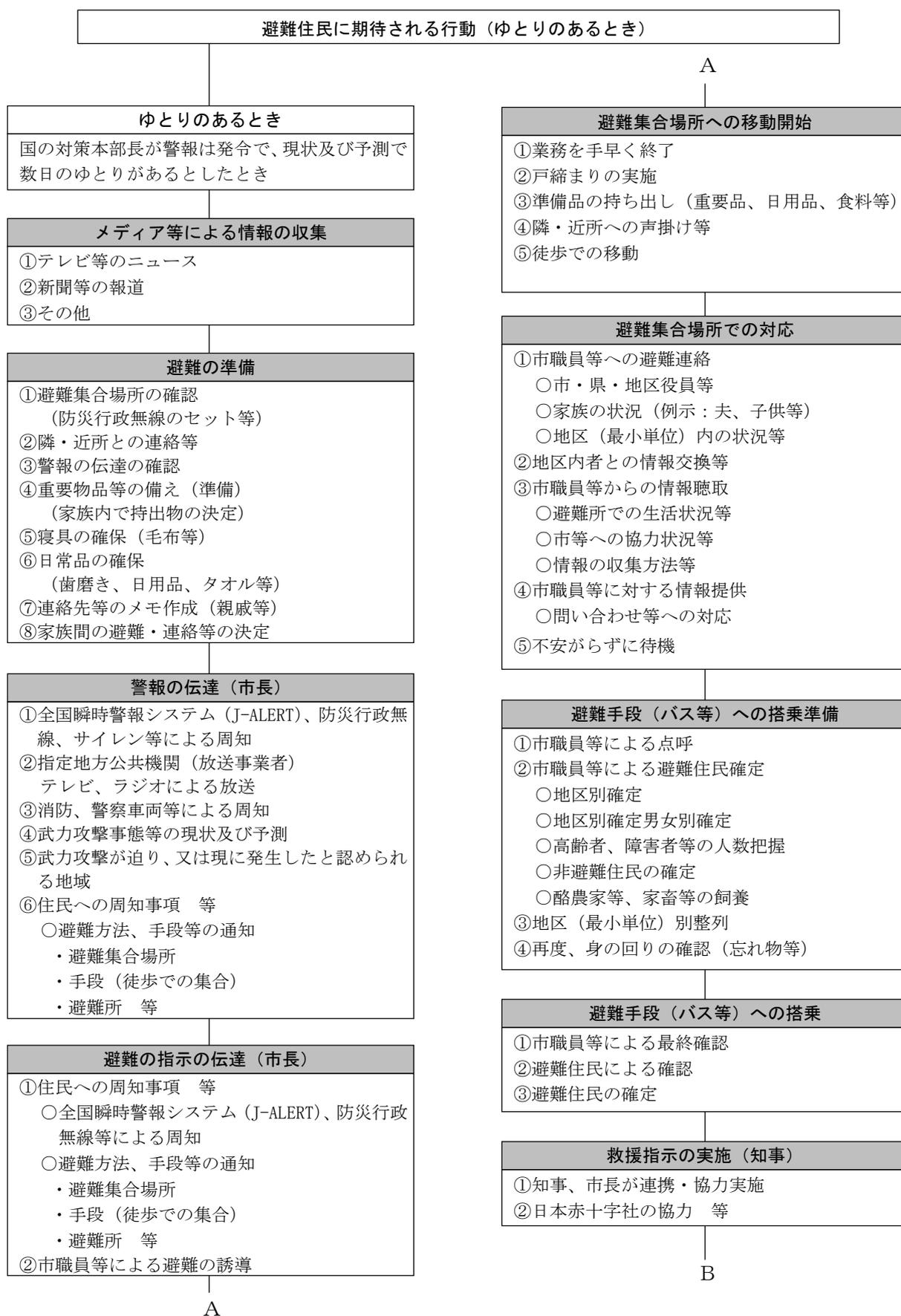
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所等は、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

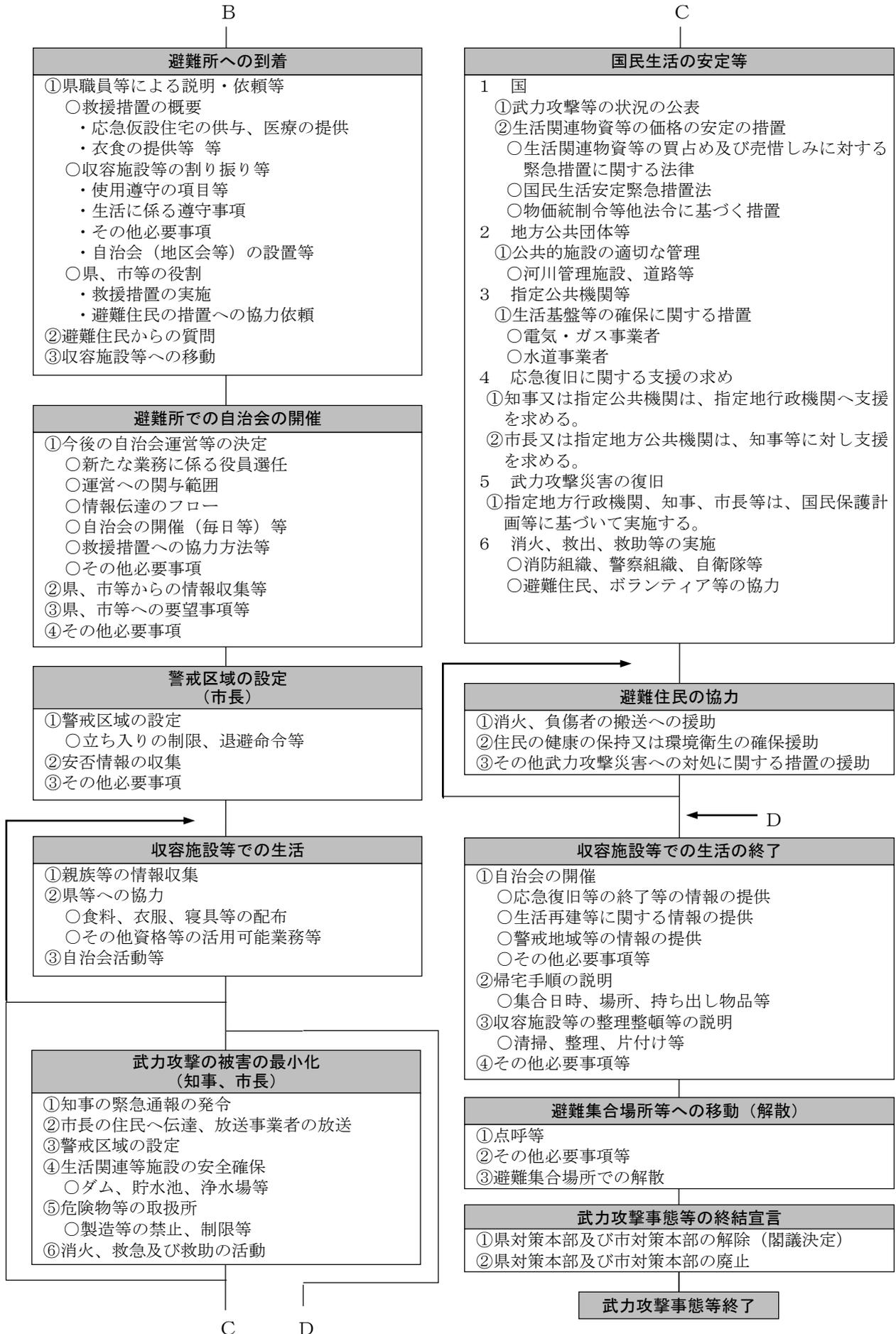
(3) 着上陸侵攻の場合

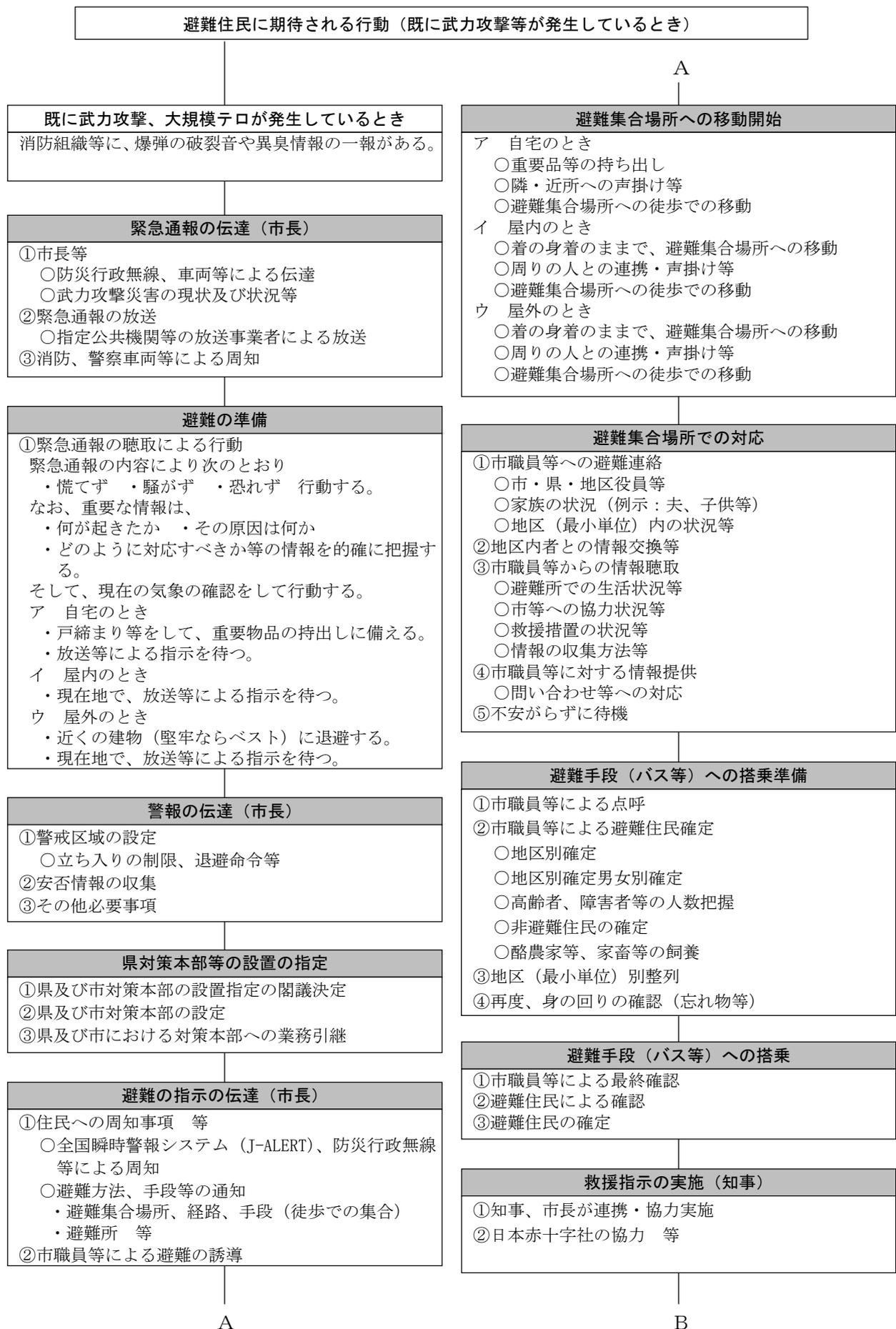
大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴うわが国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

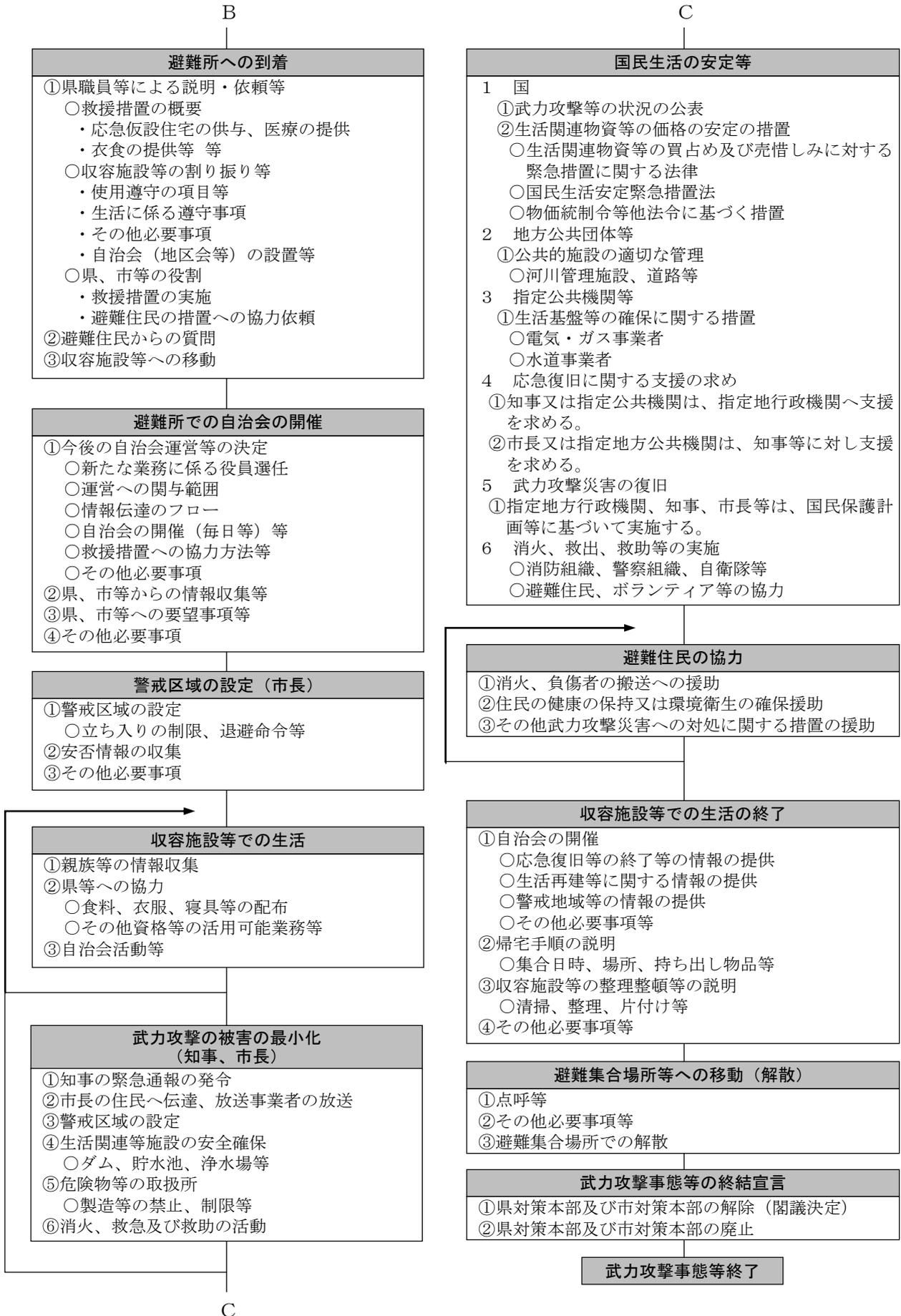
このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

5 避難住民に期待される行動









第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 他市町村の避難住民を受け入れたときの対処

市長は、他の市町村から避難住民等を受け入れたときは、当該避難住民等の救援のため、市域内の避難住民等と同様に市が備蓄する物資及び資材を必要に応じて供給する。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことを基本とする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編 ○救援の程度及び方法の基準

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平時から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 知事への物資及び資材の供給の要請

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援にあたって、備蓄する物資又は資材が不足し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対して、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

4 要配慮者に対する配慮

(1) 情報伝達への配慮

市は、避難施設の管理者と連携し、要配慮者への正確な災害情報等の伝達のため、次のことに配慮する。

ア ラジオ、テレビの配置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ 視覚障害者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ 聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣等

(2) 収容施設の運営等に対する配慮

避難所では、要配慮者の人権を尊重し、介護等が受けられる場所をあらかじめ確保す

るとともに、医薬品、食品、寝具等の要救援物資が確実に配布されるように配慮する。

また、介護を要したり、集団生活でストレスを受けやすい要配慮者に対しては、各避難所において、施設の一面を要配慮者用スペースとして確保したり、一部の部屋を要配慮者用の福祉避難室として開設するなど、体調が悪化しないよう居住環境を整備するとともに、保健医療、介護の知識、経験を有する相談員や障害種別に対応できる介護者の配置に配慮する。

また、状況によっては、設備や介護体制が整っている「晴風園」や他の社会福祉施設に協力を依頼し、緊急入所を行う。当該施設への入所が困難な場合は、「山梨市老人健康福祉センター」を福祉避難所として開設して、福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

なお、避難所の運営にあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して運営するよう努める。

(3) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等を建設する場合については、要配慮者の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

資料編 ○応急仮設住宅建設候補地一覧

(4) 支援ニーズの把握等

避難所では、要配慮者の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティア等を配置するなど適切な運営体制に努める。

5 健康への配慮

(1) 健康相談の実施

市は、県と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

(2) 心の健康相談の実施

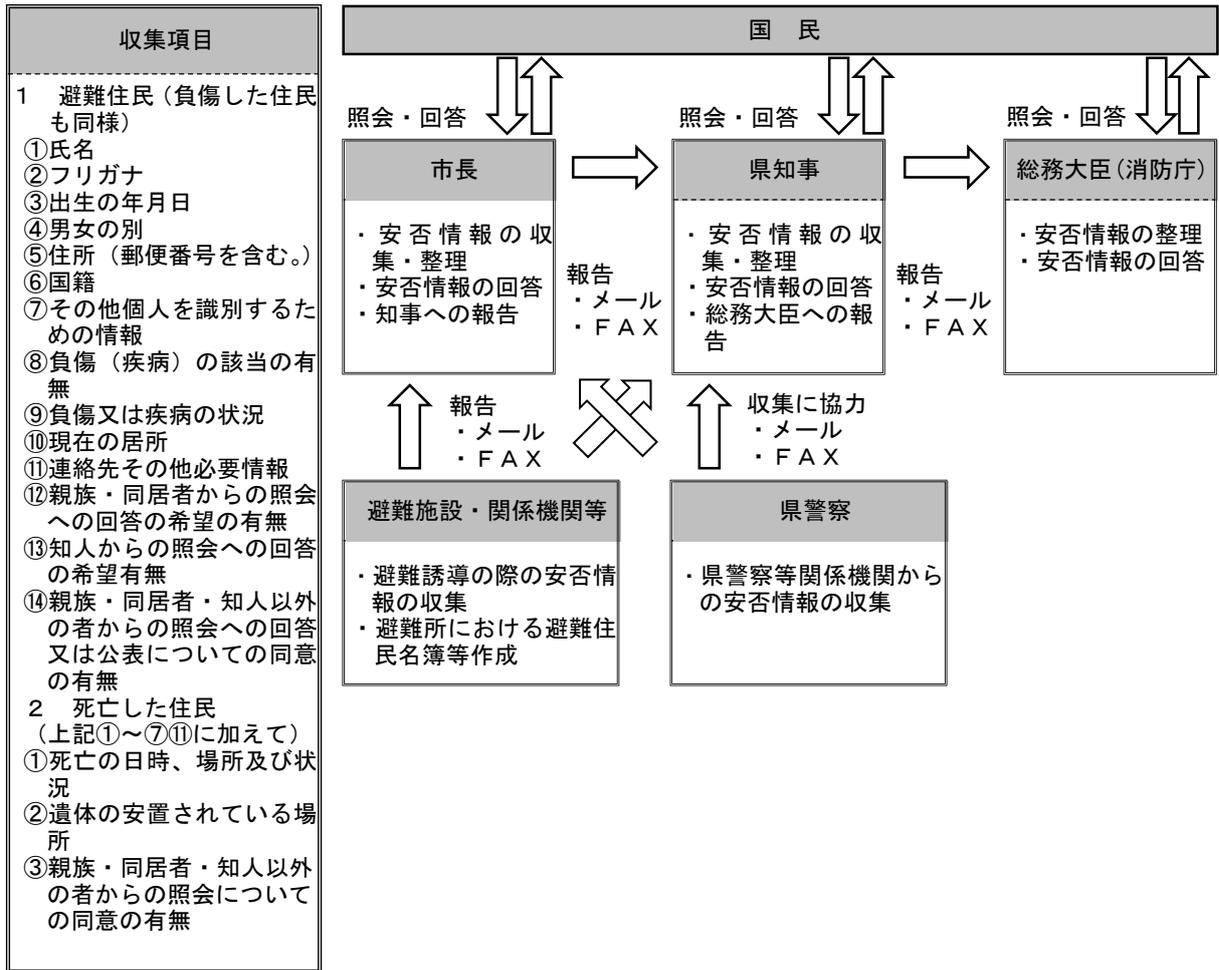
市は、県と連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すると、次のとおりである。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平時から把握している市が所有する市立牧丘病院、また管理する学校等からの情報収集、日下部警察署、東山梨消防本部等への照会等により安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平時から行政事務の遂行のために保有している情報等を活用して行う。

なお、収集にあたっては、原則として、安否情報省令第1条の規定に基づき、避難住

民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて収集する。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により収集する。

資料編 ○安否情報関係様式

- ・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
- ・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。なお、当該協力は、各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等により報告を行う。

資料編 ○安否情報関係様式

- ・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
- ・様式第3号 安否情報報告書

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、市対策本部を設置すると同時に、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスを住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

ウ 市は、様式第4号に記載されている氏名及び住所等と同一のものが記載されている運転免許証、健康保険の被保険証等、照会者本人であることを確認できるものの提示又は

提出を求める。ただし、やむを得ない理由により、照会者が本人であることを確認できるものを提示又は提出できない場合には、市長が適当と認める方法により確認する。

資料編 ○安否情報関係様式

・様式第4号 安否情報照会書

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

ただし、事態が急迫しているなどこの方法によることができない場合は、口頭、電話等により回答を行う。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編 ○安否情報関係様式

・様式第5号 安否情報回答書

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は、個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（現場で指名された職員）が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山梨県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、前記3（2）及び（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防史員又は警察官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防史員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対して主に次の事項を内容とした退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示内容

- | | |
|-----------|------------|
| ① 退避すべき理由 | ④ 住民の退避の方法 |
| ② 危険地域 | ⑤ 携行品 |
| ③ 退避場所 | ⑥ その他注意事項 |

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の实情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

- 「〇〇×丁目、△△〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇×丁目、△△〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

退避の指示（一例）

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、山梨CATV（株）等放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、東山梨消防本部、日下部警察署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて日下部警察署、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

資料編 ○特殊標章及び身分証明書

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で、退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整

所における日下部警察署、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、日下部警察署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶等、武力攻撃災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、例えば、退避の指示を受けて緊急に避難する際に、他人の土地を通行するような場合には、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、要保管）

(3) 応急公用負担の手続

ア 市長は、占有者、所有者その他土地建物等について、権限を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項を通知する。

イ 当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、市役所又は支所に掲示する。

工作物又は物件を保管した場合の公示事項

- ① 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- ② 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物を除去した日時
- ③ その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- ④ ①～③のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

ウ 工作物等を保管した場合の公示の方法

(ア) 公示事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所又は支所に掲示する。

(イ) (ア)の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の公報又は新聞に掲載する。

(ウ) 市長は、上記の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を市役所又は支所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならないものとする。

エ 市長は、保管した工作物等が滅失し、破損するおそれがあるとき、又は保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができるものとする。

オ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

カ 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、東山梨消防本部、日下部警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、東山梨消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うこととされ、山梨市消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行

う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく応援要請を行うとともに、東山梨行政事務組合の管理者に対して、必要な措置を講ずべきことを求める。

資料編 ○応援協定締結先連絡担当部署一覧

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事を通じ、又は必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事及び消防長と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合には、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、消防の応援出動等のために必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

資料編 ○関係医療機関一覧

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、日下部警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、東山梨消防本部、日下部警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市が被災を受けなかった場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援等を速やかに行う。

エ 山梨市消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、東山梨消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限り活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

資料編 ○特殊標章及び身分証明書

(9) 知事等の指示への対処

ア 市長は、知事等から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

イ 市長は、消防庁長官の指示を受けた知事から、県外の被災市町村の消防の応援又は支援に関する必要な措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行うこととされている。また、自ら必要があると認めるときも、同様とされている。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、日下部警察署、東山梨消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。なお、一部事務組合を構成して管理している施設については、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、東山梨消防本部を通じて危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう命ずる。

なお、避難住民の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、武力攻撃災害発生防止の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

資料編 ○支所別危険物施設設置状況一覧
○県・市営団地等への供給業者一覧

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害及び汚染が生じた場合への対処については、国の方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずることが重要であることから、NBC攻撃による災害及び汚染への対処にあたり必要な事項について、次のとおり定める。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、東山梨消防本部、日下部

警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、県と連携し、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかける。また、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、知事の指示に基づき、給水の制限等の措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置にあたる場合には、要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救急、救助活動等を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、住民の安全を確保するため、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。また、措置にあたる場合には、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。また、峡東保健福祉事務所（峡東保健所）に対して、日下部警察署等関係機関と連携して、消毒等の措置を行うよう依頼する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、住民の安全を確保するため、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、その上で、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を実施する。また、措置にあたる場合には、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部局である総務課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部局である福祉事務所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長及び東山梨行政事務組合の管理者の権限

市長又は東山梨行政事務組合の管理者は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、日下部警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとする。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、次のことを命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、次のことを命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は東山梨行政事務組合の管理者は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知するものとする。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行うものとする。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長又は東山梨行政事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状

況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全確保に配慮するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集にあたっては消防機関、日下部警察署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、自ら収集し、又は消防機関、日下部警察署等関係機関から報告を受けた被災情報の第一報については、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに県及び消防庁に対し報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報については、あらかじめ定めた「被災情報の報告様式」に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに「火災・災害等即報要領」に基づき、県及び消防庁に報告する。

資料編 ○火災・災害等即報要領
○被災情報の報告様式

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、「山梨市地域防災計画」の定めに準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するほか、保健師等により衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理等を行う。

この場合において、武力攻撃災害等による被災者の精神的ショックや厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、次のとおり感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ア 避難住民等に対する予防教育及び広報活動を行う。

イ 峡東保健福祉事務所（峡東保健所）等関係機関と連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、必要に応じて適切な措置を行うものとする。

ウ 感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

エ 知事から、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の実施の指示を受けた場合は、被災の規模、態様に応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに当該措置を行うものとする。

オ 市域の被害が甚大で市では実施不可能な場合は、県に応援を求めるものとする。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

- イ 市は、「山梨市地域防災計画」の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が特例地域として市域を指定した場合には、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

【特例地域、特例基準について】

- ①「特例地域」とは、環境大臣が、大規模な武力攻撃災害の発生により、がれき等大量に発生する廃棄物による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときに、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として指定した地域のこと。
- ②「特例基準」とは、環境大臣が特例地域を指定したときに、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分の基準、並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準のこと。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、「山梨市地域防災計画」の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考にして、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等の要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資、若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。また、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

ア 地方税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を武力攻撃災害の状況に応じて実施する。

イ 公有財産の貸付等の特例

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認める場合において、市の所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができるものとする。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者である市は、当該道路を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は、資料編参照）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

資料編 ○特殊標章及び身分証明書

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、東山梨消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成し、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

区 分	交 付 対 象 者
市 長	① 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ② 消防団長及び消防団員 ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

	④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消 防 長	① 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者	① 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ② 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ③ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に密接する関係施設を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信に必要な機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路等の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向性を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要した費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 受援等に関する費用の支弁

(1) 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。なお、市は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に対して、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(2) 市長が救援の事務を行う場合の県による費用の支弁

県は、知事が救援に関する措置の一部を市長に委任したときは、その費用を支弁することとされている。

5 起債の特例

市は、地方税、使用料、その他徴収金で総務省令により定めるものの武力攻撃災害のための減免による財政収入の不足を補う場合、また国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用の財源とする場合には、地方債をもって財源とすることができる。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章「2 緊急対処事態」に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。